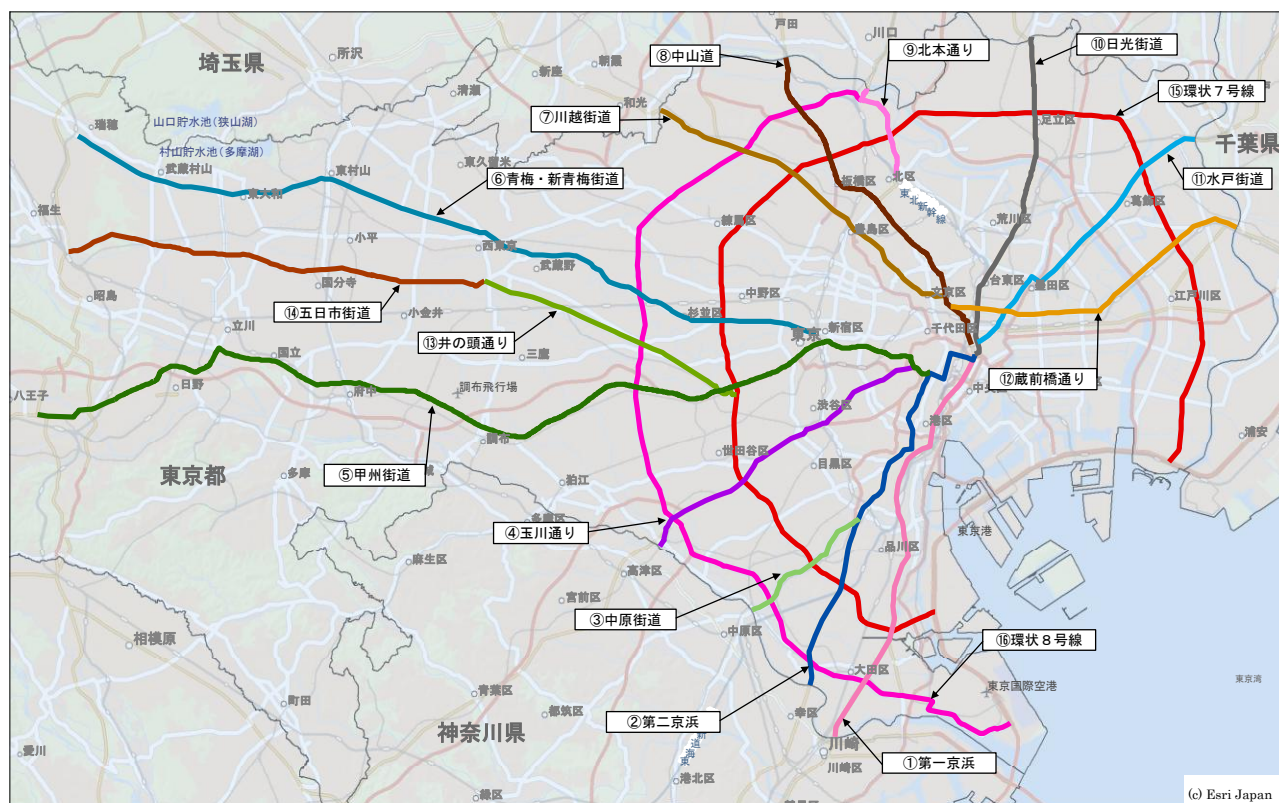


東京都の帰宅支援対象道路一覧

出典：東京都地域防災計画 震災編(令和5年修正)

No.	帰 宅 支 援 対 象 道 路	区 分
1	第 一 京 浜	区 外
2	第 二 京 浜	〃
3	中 原 街 道	〃
4	玉 川 通 り	〃
5	甲 州 街 道	〃
6	青梅街道・新青梅街道	〃
7	川 越 街 道	〃
8	中 山 道	〃
9	北 本 通 り	〃
10	日 光 街 道	〃
11	水 戸 街 道	〃
12	蔵 前 橋 通 り	区 内
13	井 の 頭 通 り	区 外
14	五 日 市 街 道	〃
15	環 状 7 号 線	区 内
16	環 状 8 号 線	区 外



資料 2 2

災害救助法早見表

災害救助法施行細則(昭和 38 年 10 月 5 日 東京都規則第 136 号 令和 7 年 4 月 1 日施行)による

救助の種類	対 象	費用の限度額	救 助 期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	基本額 避難所設置費 1人1日当たり360円以内 ・「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算	災害発生の日から7日以内	避難所の避難生活が長期にわたる場合等は、健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げ供与することができる。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し居住する住家が無い者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者に、建設し供与するもの「建設型応急住宅」、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの「賃貸型応急住宅」、又はその他適切な方法により供与するもの	・建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。 2 限度額 1戸当たり7,089,000 円以内とする。 3 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復は実費。 ・賃貸型応急住宅 1 規模 建設型応急住宅に準ずる。 2 家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他契約に不可欠な地域の実情に応じた額。	・建設型応急住宅 1 災害発生の日から20 日以内着工 2 供与期間は完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項に規定する期限内。 ・賃貸型応急住宅 1 災害発生の日から速やかに借上げ提供する。 2 供与期間は建設型応急住宅と同様とする。	・建設型応急住宅 1 原則として公有地を利用し、それが困難な場合は、民有地を利用することが可能。 2 同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、50戸未満でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる。 3 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(福祉仮設住宅)を設置できる。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	・1人1日当たり1,390 円以内	災害発生の日から7日以内	
飲料水の供給	災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常(平常時)の実費	災害発生の日から7日以内	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別は、夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)とし、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象		費用の限度額		救 助 期 間		備 考	
	区 分		1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人世帯以上 1人増す 毎に加算
	全壊全焼流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
		冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
	半壊半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
		冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900
医療	災害により医療の途を失った者 (応急的処置)		1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内		災害発生の日から14日以内			
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者		1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は慣行料金の8割以内の額		分べんした日から7日以内			
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者		当該地域における通常の実費		災害発生の日から3日以内			
被災した住宅の応急修理 (住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理)	住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者		住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとする。1世帯当たり53,900円以内		災害発生の日から10日以内			
被災した住宅の応急修理 (日常生活に必要な最小限度の部分の修理)	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者		居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分 1世帯当たり 1 2に掲げる世帯以外の世帯 739,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内		災害発生の日から3か月以内(災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は6月以内)			

救助の種類	対 象	費用の限度額	救 助 期 間	備 考
学用品の 給与	住家が全半壊(全半焼)、 流出、床上浸水等により 学用品を使用することが できない、就学上支障の ある小学校児童、中学校 生徒及び高等学校等生 徒	1 教科書及び教科書以外 の教材で、教育委員会 に届出又はその承認を 受けて使用している教材 の実費 2 文房具及び通学用品は 次の金額以内 小学校児童 1人当たり 5,500円以内 中学校生徒 1人当たり 5,800円以内 高等学校等生徒 1人当たり 6,300 円以内	災害発生の日から1 か月以内(教科書) 災害発生の日から15 日以内(文房具、通 学用品及びその他 の学用品)	
埋葬	1 災害の際死亡した者 2 実際に埋葬する者に 棺又は棺材等の現物 を支給	1体当たり 大人(12 歳以上) 232,200 円以内 小人(12 歳未満) 185,700 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
死体の搜索	行方不明の状態にあり、 かつ各般の事情により すでに死亡していると推 定される者	当該地域における通常の 実費	災害発生の日から 10 日以内	
死体の処理	災害の際死亡した者	1 洗浄縫合消毒等の処 理 1体当たり 3,700 円以内 2 一時保存 ①既存建物の借上費 及びドライアイスの購 入等は、通常の実費 ②既存建物以外は、1 体当たり 5,900円以内 3 検案 救護班以外は慣行 料金	災害発生の日から 10 日以内	検案は原則として救護班
障害物の 除去	1 自力では除去できな い者 2 居室、炊事場、玄関 等に障害物が運びこま れて生活に支障をきた している場合	障害物の除去を行った1 世帯当たりの平均が 143,9000 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送費及び 賃金職員等 雇上費	1 被災者の避難に係る 支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理 配分	当該地域における通常の 実費	救助の実施が認めら れる期間以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額		備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	職種	日 当	超過勤務手当及び旅費は、別途東京都条例で定める額
		医師	22,200 円	
		歯科医師	21,300 円	
		薬剤師	18,400 円	
		保健師・助産師・看護師	17,300 円	
		土木・建築技術者	16,600 円	
		大工	28,800 円	

救助の種類	対 象	費用の限度額	備 考
救助事務費	救助の事務を行うのに要した経費及び災害救助費の清算の事務を行うのに要した経費 1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	国庫負担対象年度における各災害に係る左記費用について、当該年度歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次の1から7の区分に応じた割合を乗じた金額の合計額以内 1 3千万円以下の部分 百分の10 2 3千万円を超え6千万円以下の部分 百分の9 3 6千万円を超え1億円以下の部分 百分の8 4 1億円を超え2億円以下の部分 百分の7 5 2億円を超え3億円以下の部分 百分の6 6 3億円を超え5億円以下の部分 百分の5 7 5億円を超える部分 百分の4	「救助事務費以外の費用の額」とは、救助の実施のために支出した費用、実費弁償のため支出した費用などの合計額をいう。

気象庁震度階級関連解説表

1. 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
2. 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
3. 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
4. この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合があります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
5. この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
6. この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がある。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もある。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もある。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がある。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばれることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

● 地盤・斜面等の状況

震度 階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂や液状化が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
7		

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

● 大規模構造物への影響

長周期地震動による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する 施設の天井等の 破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

概要資料

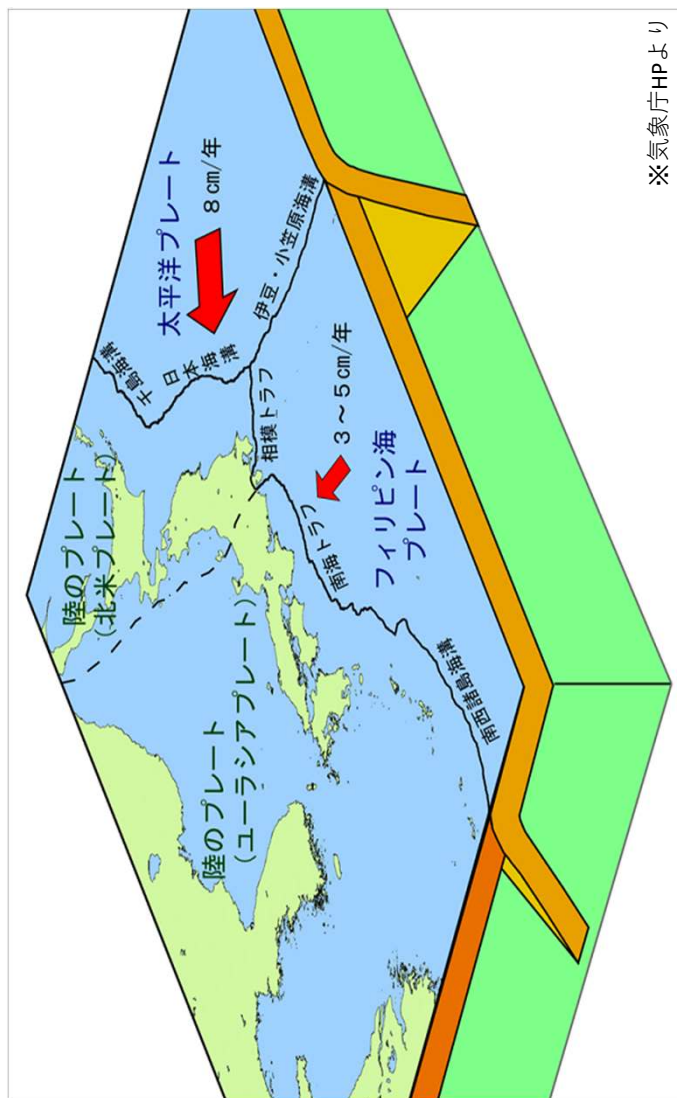
東京都の新たな被害想定 ～首都直下地震等による東京の被害想定～

令和 4（2022）年 5 月 25 日

東京都防災会議

新たな東京の被害想定の対象とした地震

- 東京の地下は、様々なプレートが沈み込む複雑な構造
- 新たな被害想定では、中央防災会議における見解や発生確率等を踏まえ想定地震を設定



M7クラスの首都直下地震

- ✓ 都心南部直下地震 (M7.3)
 - ✓ 多摩東部直下地震 (M7.3)
 - ✓ 都心東部直下地震 (M7.3)
 - ✓ 都心西部直下地震 (M7.3)
 - ✓ 多摩西部直下地震 (M7.3)
- 発生確率：約70%
(上記5地震など、南関東地域で発生するM7クラスの地震の発生確率)

- ✓ 立川断層帯地震 (M7.4)

発生確率：0.5～2%

M8～9クラス的大海溝型地震

- ✓ 大正関東地震 (M8クラス)

発生確率：0～6%

- ✓ 南海トラフ巨大地震 (M9クラス)

発生確率：70～80%

各地震について被害を想定し、防災対策に活用

- 直下型地震：総合的な防災対策
- 海溝型地震：津波対策

※赤字は被害量を算出

東京における被害想定（都心南部直下地震）

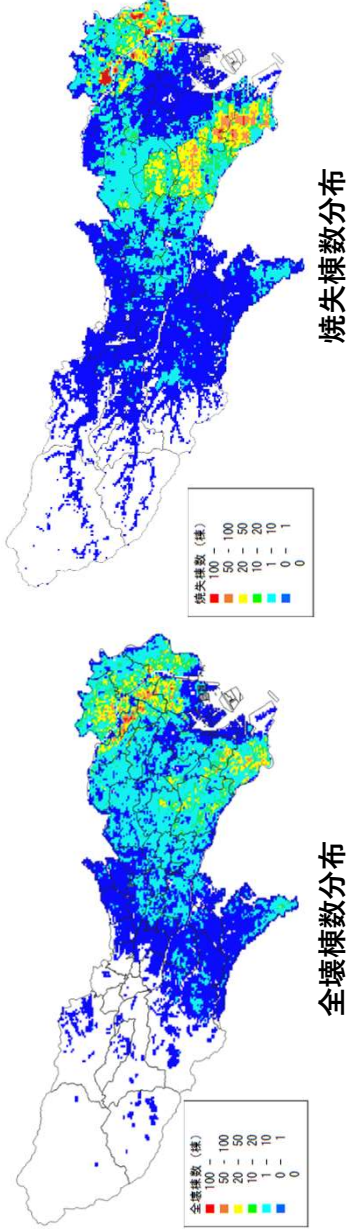
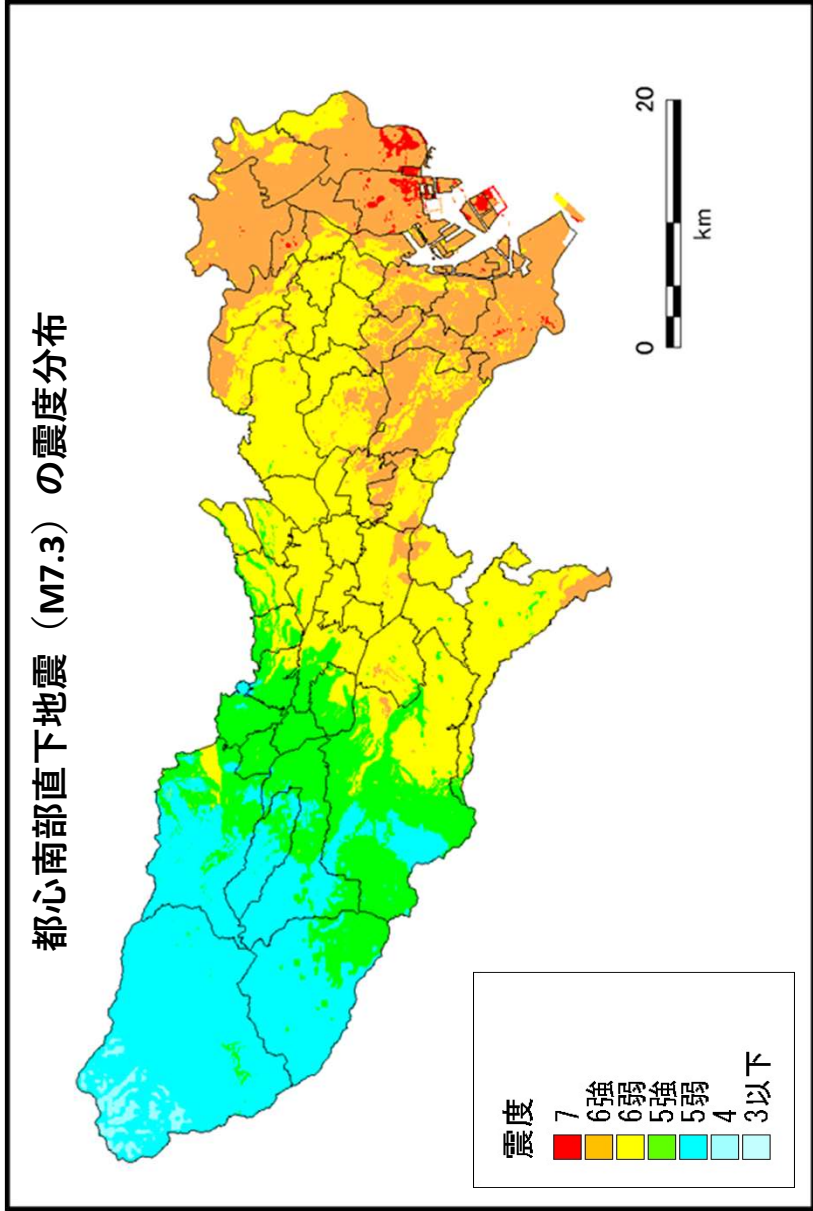
- 都内で最大規模の被害が想定される地震で、震度6強以上の範囲は区部の約6割に広がる。
- 建物被害は194,431棟、死者は6,148人と想定

冬・夕方（風速8 m/s）

物的被害	建物被害	194,431 (304,300)	棟
	要因別		
	揺れ等	82,199 (116,224)	棟
	火災	112,232 (188,076)	棟
人的被害	死者	6,148 (9,641)	人
	要因別		
	揺れ等	3,666 (5,561)	人
	火災	2,482 (4,081)	人
	負傷者	93,435 (147,611)	人
	要因別		
	揺れ等	83,489 (129,902)	人
	火災	9,947 (17,709)	人
	避難者	約299万 (約339万)	人

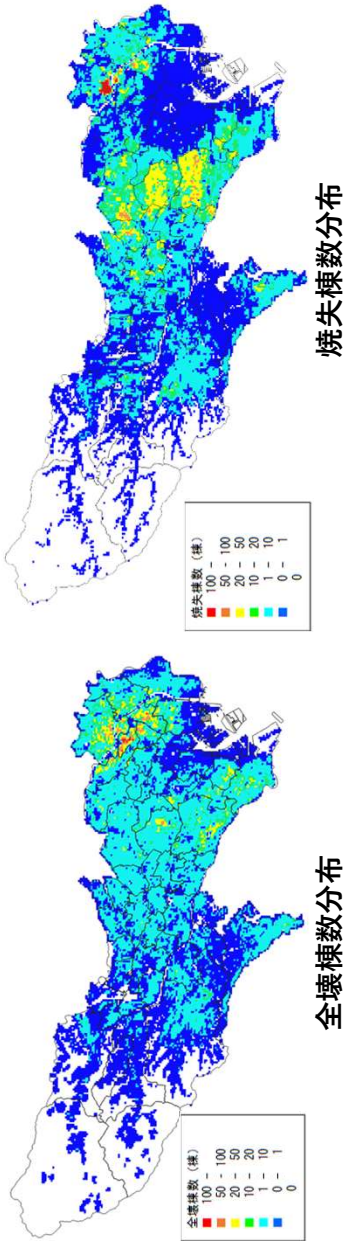
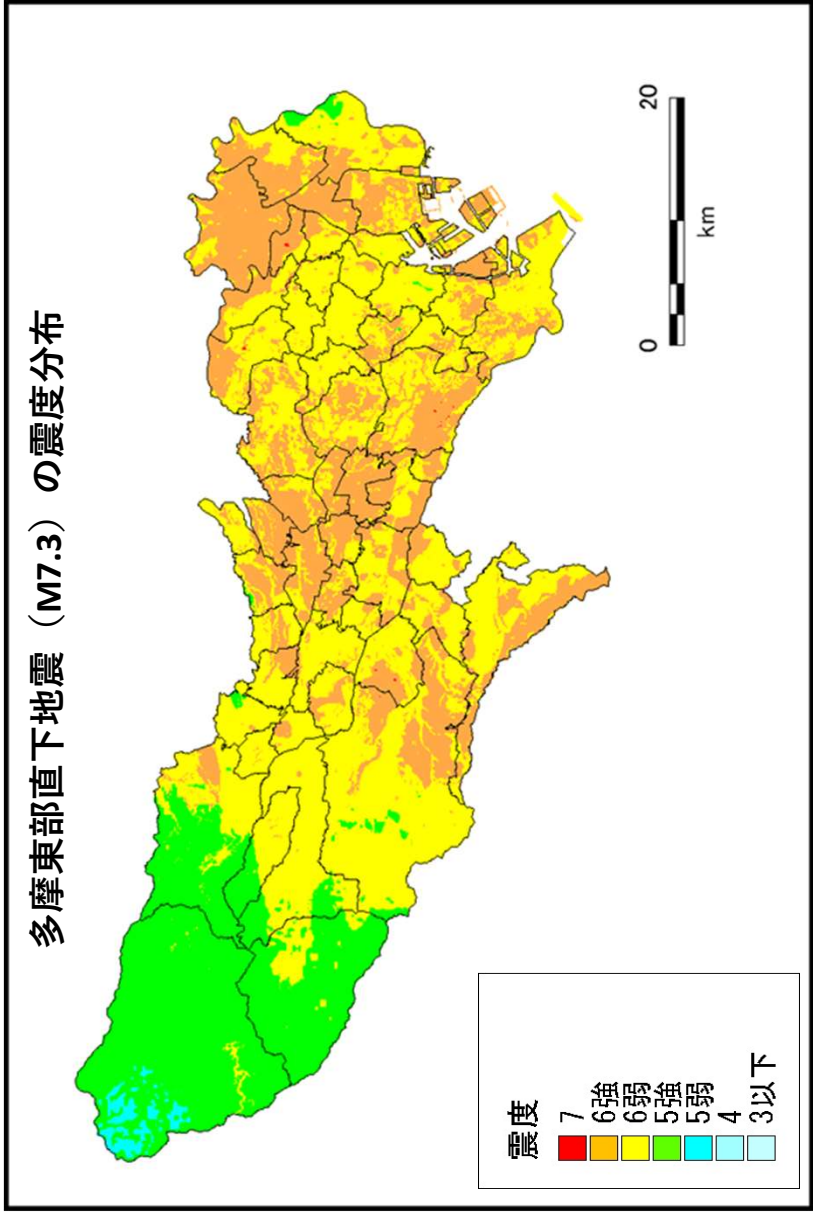
帰宅困難者	約453万 (約517万)	人
-------	------------------	---

（ ）は前回想定との東京湾北部地震の被害量
 ※ 都心南部直下地震と東京湾北部地震では地震動
 ※ が異なり、比較は困難であることに留意が必要
 ※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わない場
 ※ 合がある。
 ※ 揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。



東京における被害想定（多摩東部直下地震）

- 多摩地域に大きな被害が想定され、震度6強以上の範囲は多摩地域の約2割に広がる。
- 建物被害は161,516棟、死者は4,986人と想定



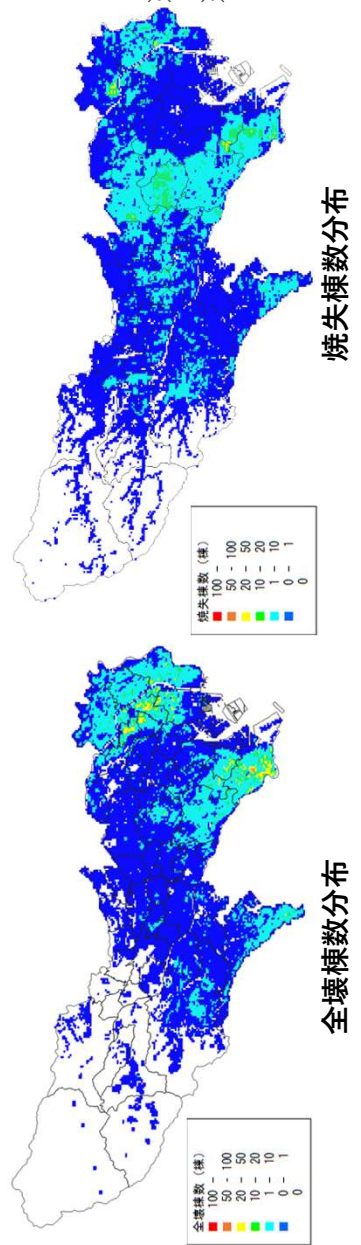
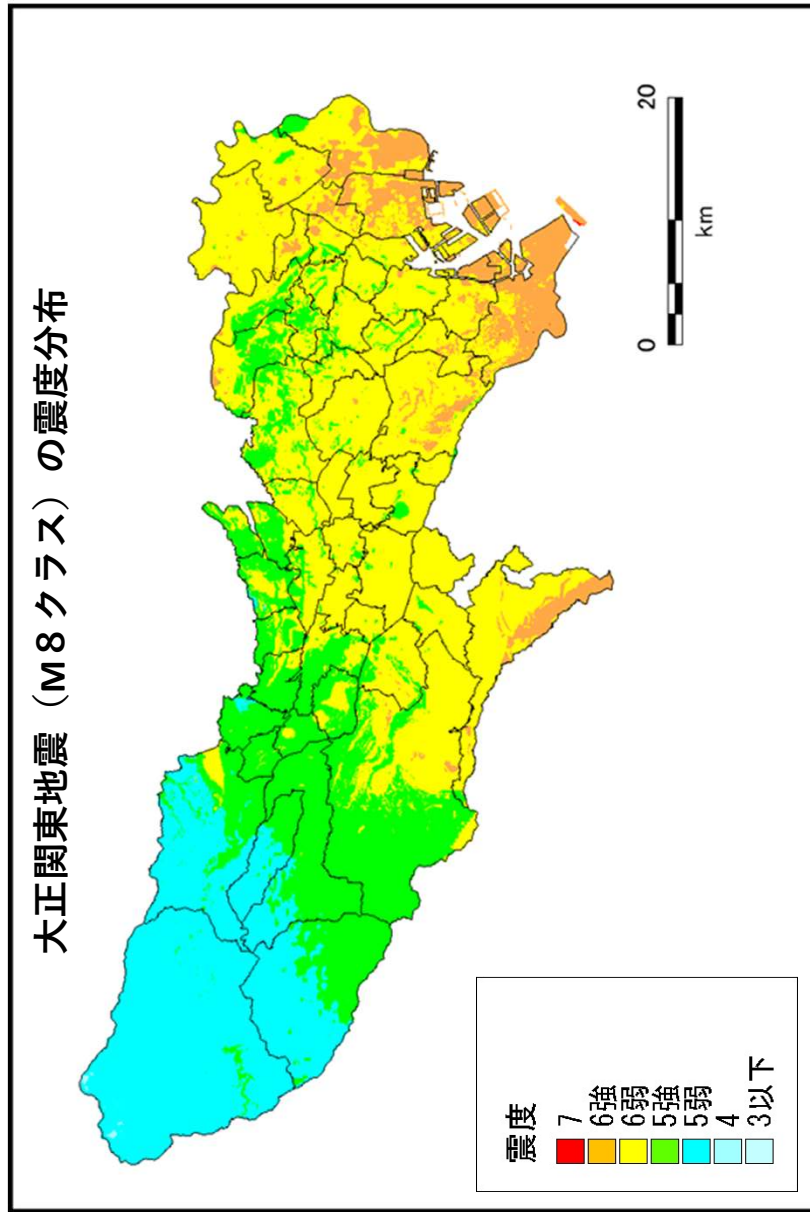
冬・夕方（風速8m/s）			
物的被害	建物被害	161,516	棟
	要因別		
	揺れ等	70,108	棟
人的被害	火災	91,408	棟
	死者	4,986	人
	要因別		
	揺れ等	3,068	人
	火災	1,918	人
	負傷者	81,609	人
	要因別		
	揺れ等	74,341	人
	火災	7,269	人
避難者		約276万	人

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある。

※ 揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。

東京における被害想定（大正関東地震）

- **震度6強以上の範囲は区部の約2割に広がる。**揺れは都心南部直下地震より規模が小さい。
- 建物被害は**54,962棟**、死者は**1,777人**と想定



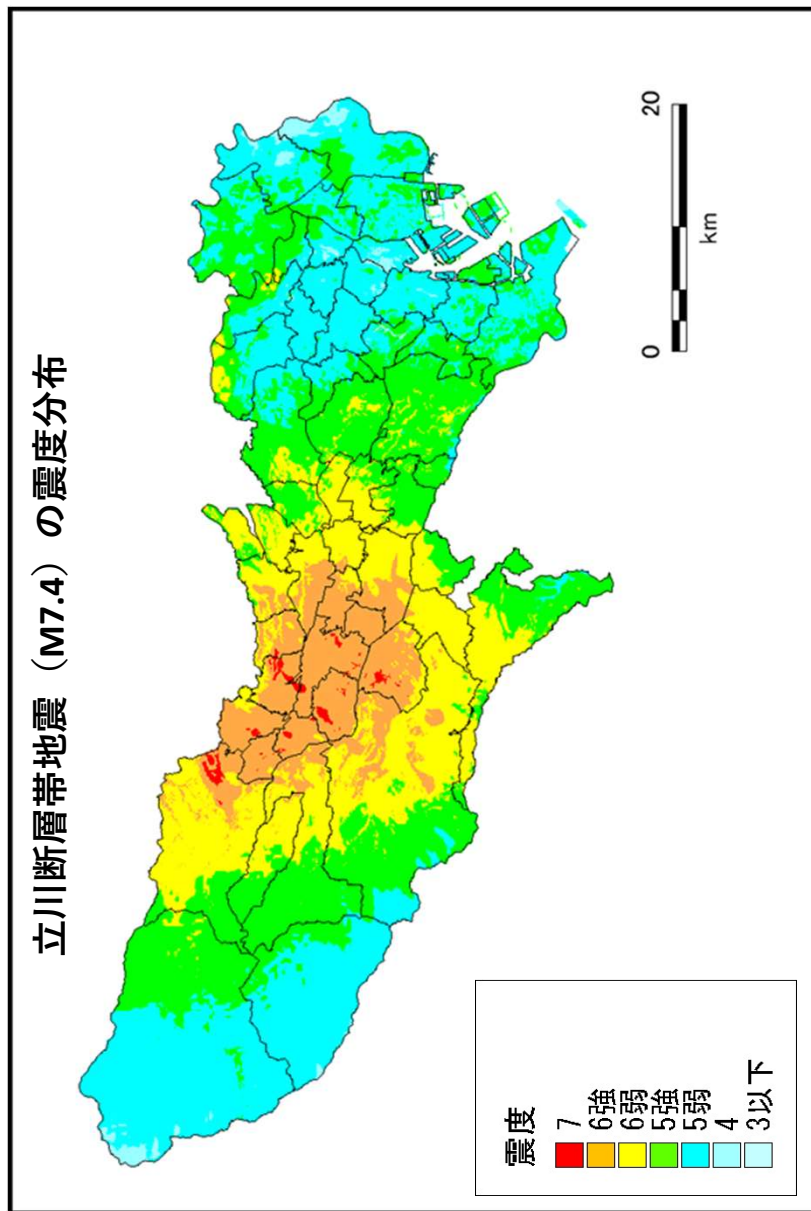
冬・夕方（風速8m/s）			
物的被害	建物被害	54,962	棟
	要因別	28,319	棟
	火災	26,643	棟
人的被害	死者	1,777	人
	要因別	1,221	人
	火災	556	人
	負傷者	38,746	人
	要因別	37,070	人
	避難者	1,676	人
		約151万	人

※ 小数点以下の四捨五入により合計が合わない場合がある。

※ 揺れ等には、液状化、急傾斜地等の被害を含む。

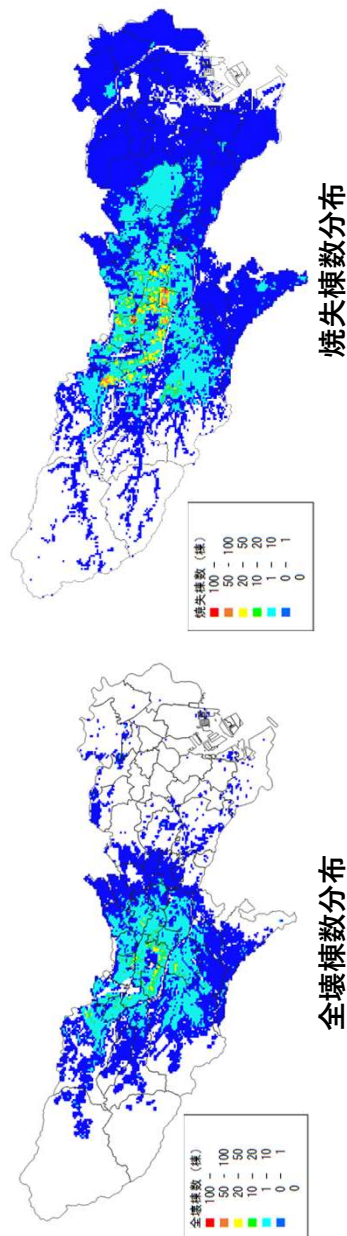
東京における被害想定（立川断層帯地震）

- 震度6強以上の範囲は多摩地域の約2割に広がる。
- 建物被害は51,928棟、死者は1,490人と想定



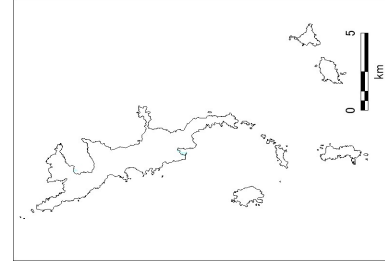
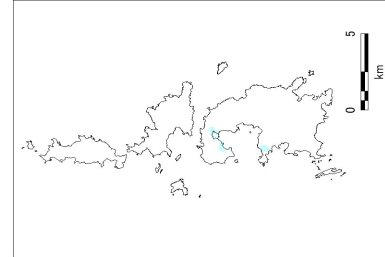
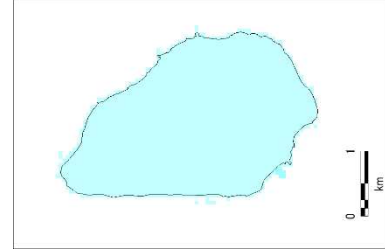
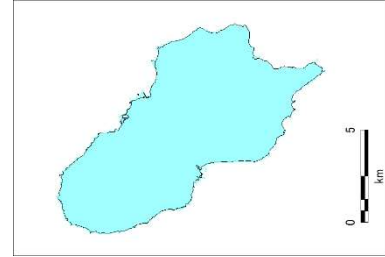
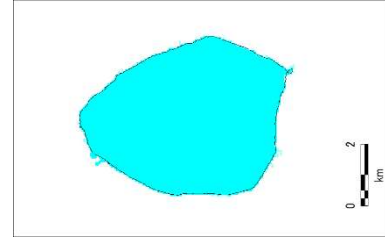
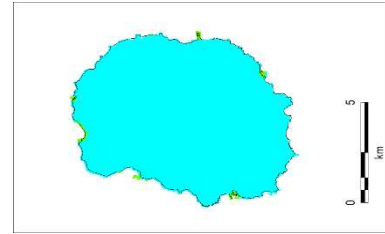
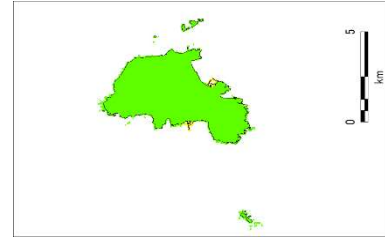
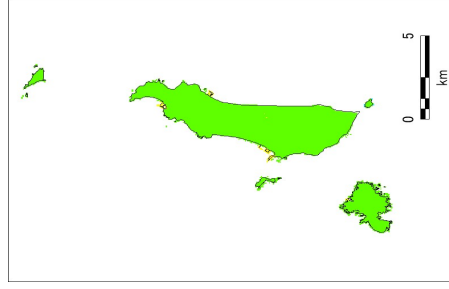
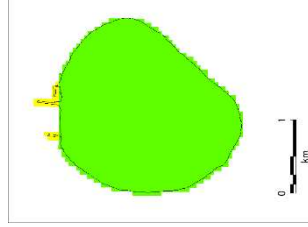
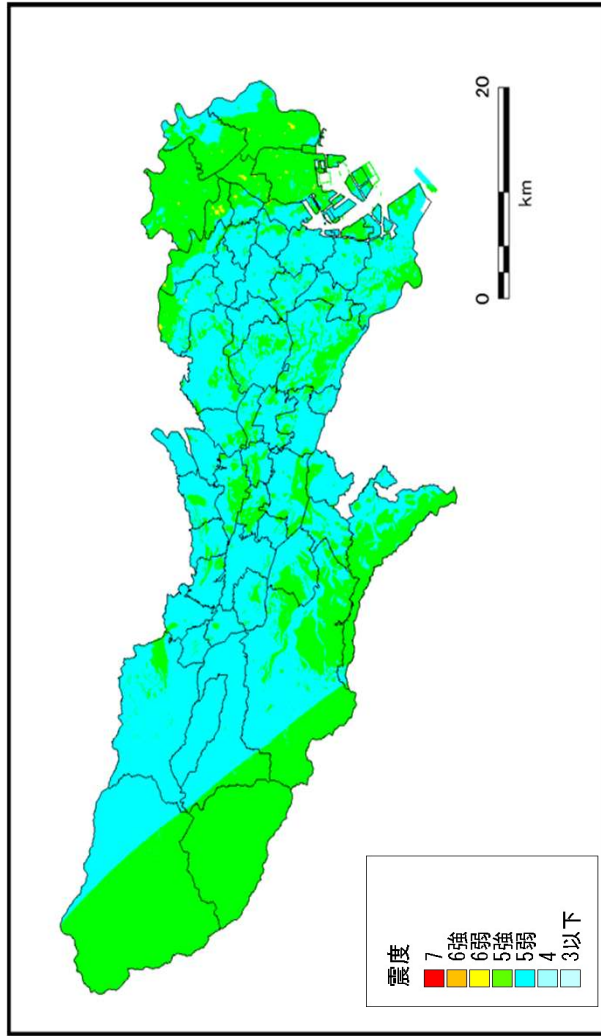
冬・夕方（風速8m/s）			
物的被害	建物被害	51,928 (85,735)	棟
	要因別	揺れ等	16,066 (35,407)
		火災	35,862 (50,328)
人的被害	死者	1,490 (2,582)	人
	要因別	揺れ等	716 (1,526)
		火災	775 (1,056)
	負傷者	19,229 (31,690)	人
	要因別	揺れ等	16,672 (27,767)
		火災	2,556 (3,922)
避難者		約59万 (約101万)	人

※（ ）は前回想定被害量
 ※（ ）は前回想定被害量
 ※（ ）は前回想定被害量
 ※（ ）は前回想定被害量

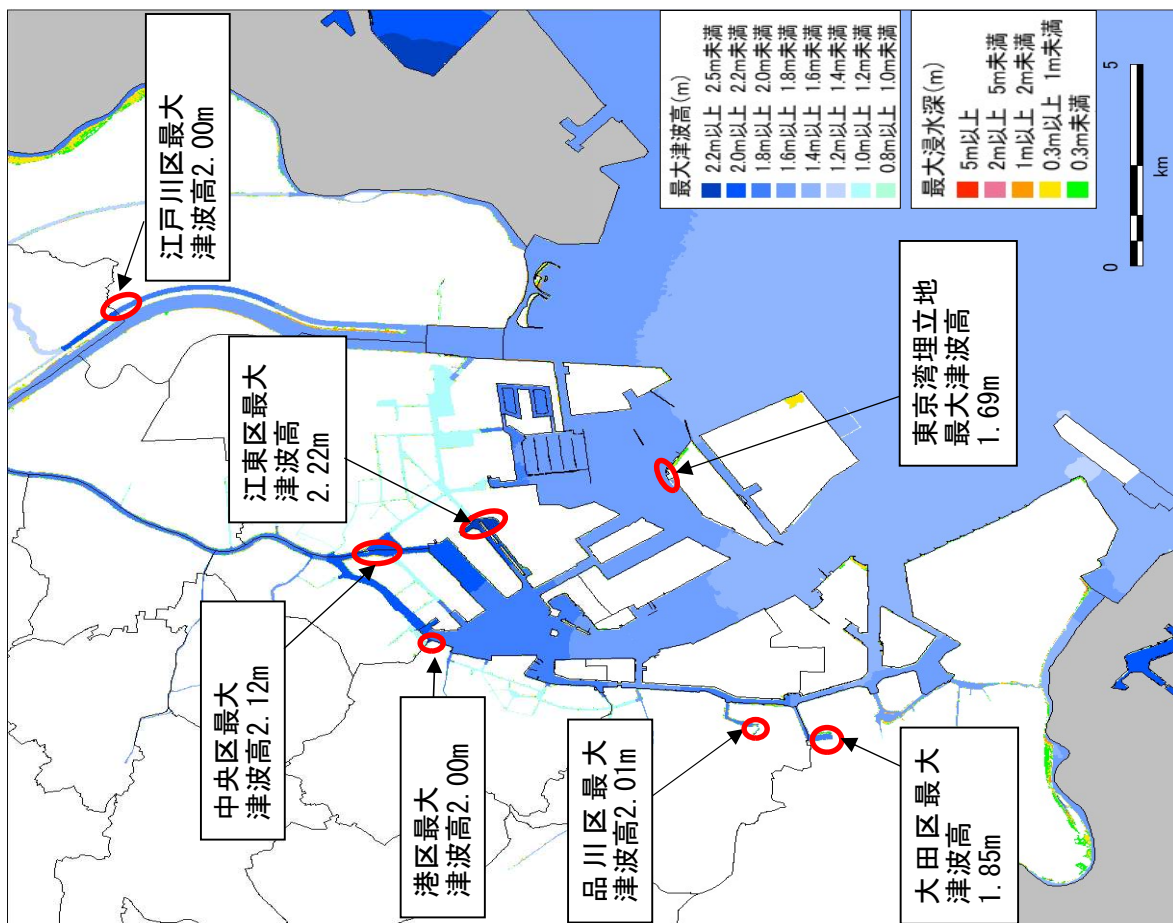


東京における被害想定（南海トラフ巨大地震）

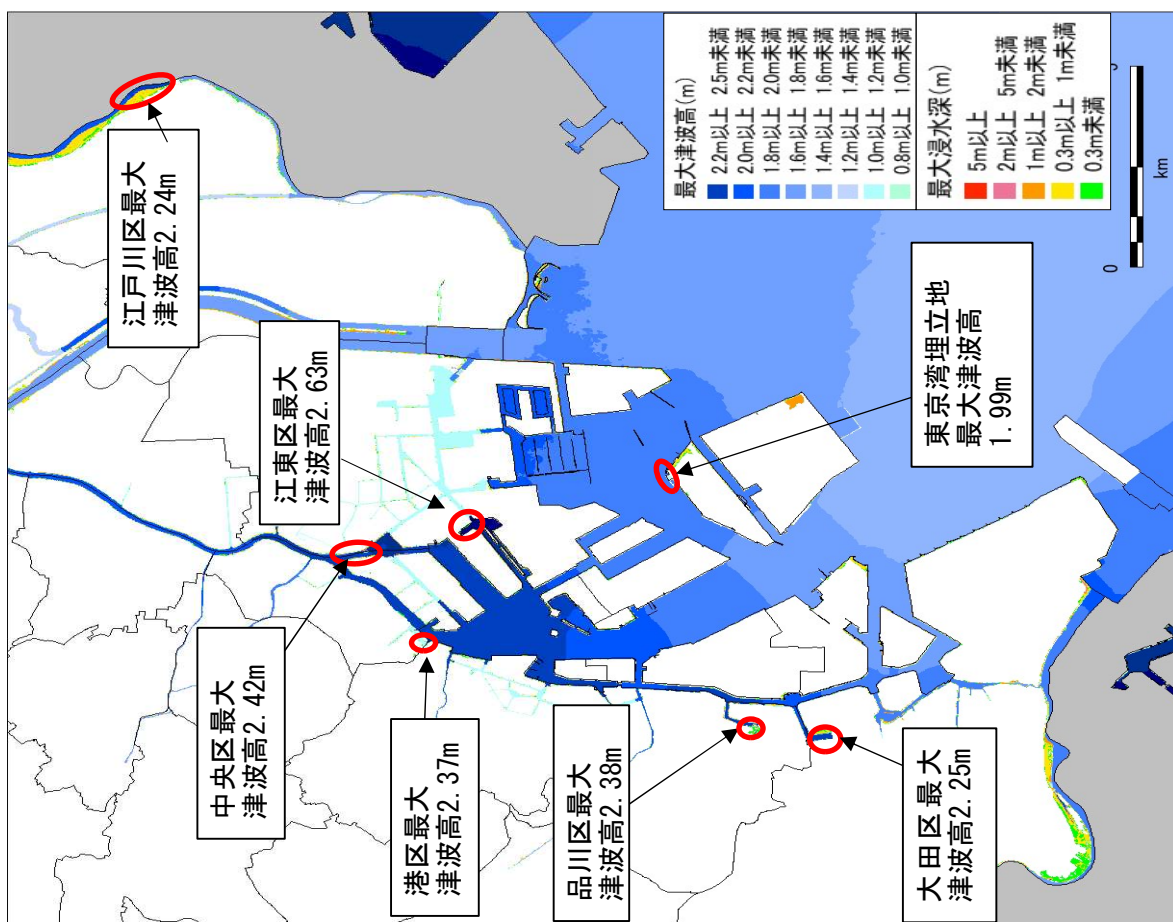
- 震度は区部・多摩・島しょいずれの地域でも、**ほぼ5強以下**となる。
- 揺れによる被害はほぼ発生しない見込み



東京における被害想定（海溝型地震：区部）



大正関東地震の各区における最大津波高とその場所



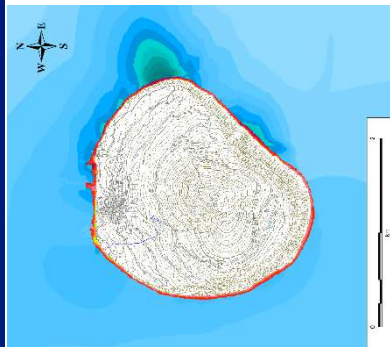
南海トラフ巨大地震の各区における最大津波高とその場所

津波高は最大 約2～2.6 m程度

東京における被害想定（海溝型地震：島しょ地域）



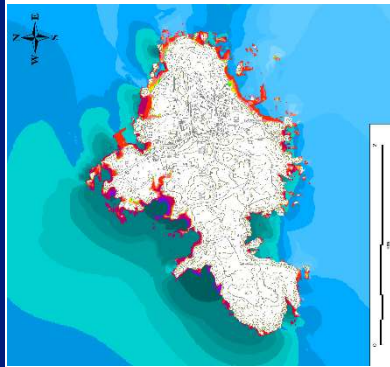
大島



利島



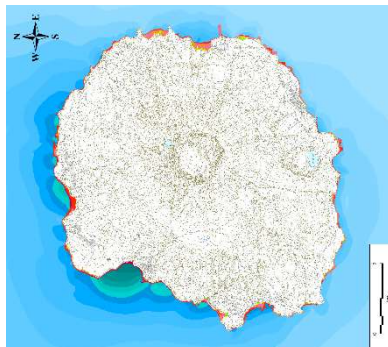
新島



式根島



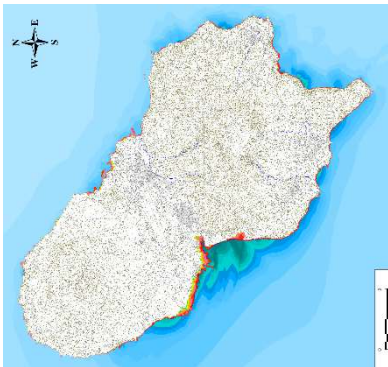
神津島



三宅島



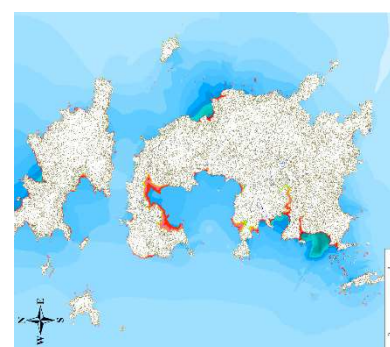
御蔵島



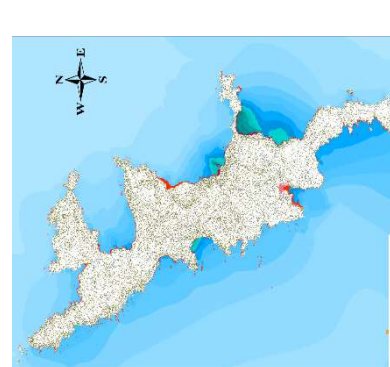
八丈島



青ヶ島

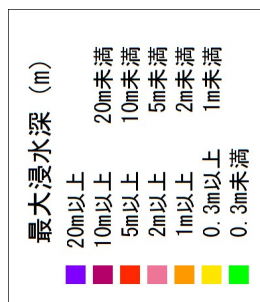
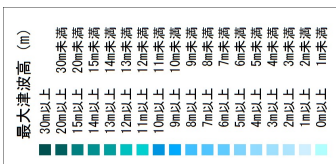


父島



母島

	最大 津波高	到達 時間
大島	約16m	約23分
利島	約17m	約19分
新島	約27m	約17分
式根島	約28m	約14分
神津島	約27m	約17分
三宅島	約16m	約25分
御蔵島	約7m	約30分
八丈島	約17m	約32分
青ヶ島	約14m	約36分
父島	約15m	約126分
母島	約16m	約108分



※各島の浸水図は
最大ケース

建物被害
1,258棟
(1,282棟)

死者
952人
(1,774人)

() は前回想定

最大津波高：式根島 約28m

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相①

※ 被害の様相は一つの想定として作成したものであり、実際の災害時に、記載した被害の様相と異なる事象が発生するものではないことに留意が必要

想定条件 マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s

被災者をとよりまく様相

発災直後～1日後

- 発災後当面の間は、ライフライン寸断等、被災生活に大きな支障
- 液状化地域では、住宅の傾斜など、継続的な居住や日常生活が困難化
- 長周期地震動により固定されていない本棚等が転倒したり、家具、ピアノ、コピー機等が大きく移動し、人に衝突
- 本や食器、窓ガラス等が飛散し、ストーブ等の火気器具が転倒
- 停電で住宅のエレベーターが停止

- ライフライン停止等により、空調やトイレ等が利用できない状態が継続
- 品切れにより飲食料等生活必需品の確保が困難化

3日後～

- ライフラインの状況により空調やトイレ等の一部が利用できない状態が継続
- 電力が復旧しても、保守業者による点検が終了するまでは、エレベーターが使用できないため、復旧が長期化する可能性

- 過剰な購買や買占めにより生活必需品の品薄状態が継続
- 自宅の再建や修繕を望んでも、業者や職人等の確保が困難

1か月後～

電力

- 広範囲で停電が発生
- 広い地域で計画停電が実施される可能性

- 徐々に停電が減少



- 発電所の停止など、電力供給量が不足し、電力需要が抑制されない場合は、計画停電が継続する可能性

上水道

- 断水が発生



- 断水の復旧は限定的

- 断水・濁水は段階的に解消されるが、浄水施設の被災による断水は継続

下水道

- 下水利用が制限
- 排水管等の修理が終了するまで、集合住宅では、水道供給が再開してもトイレ利用が不可

- 一部地域で下水利用が困難な状況が継続
- 排水管等の修理が終了するまで、集合住宅では、水道供給が再開してもトイレ利用が不可



- 多くの地域で利用制限解消
- 排水管等の修理が終了するまで、集合住宅では、水道供給が再開してもトイレ利用が不可

ガス

- 一般家庭で使用される低圧ガスは、安全措置が作動し、広域的に供給が停止
- 各家庭でも、震度5弱程度以上で自動遮断

- 低圧ガス管路の安全点検や復旧作業が終了せず、一部の利用者への供給停止が継続



- 安全点検の終了や管路の復旧により、建物倒壊や焼失など復旧困難エリアを除き、多くの地域で供給が再開

通信

- 音声通信やパケット通信の利用に支障
- 輻輳により音声通話はつながりにくくなる
- メール、SNS等の大幅な遅配等が発生
- 携帯基地局の電源の枯渇により不通エリア拡大の可能性
- 音声通信もパケット通信も利用困難が継続

- 復旧完了区間から順次運行が再開する
- 多くの区間で運行停止が継続
- 橋脚などの大規模被害や線路閉塞、車両脱線等が発生した場合、復旧まで1か月以上の期間が必要となる可能性

- 順次、通信が回復
- 通信設備の被害状況によっては、電話やインターネット等通信が長期間に渡り不通となる可能性

鉄道

- 点検や被災等で、都内のJR在来線、私鉄、地下鉄が運行停止



- 新幹線も運行停止し、都外からの来街者の多くが帰宅困難
- 道路寸断や、交通規制、渋滞等により、バス等の代替交通による移動も困難

- 高速道路や主要道路等の主要路線は段階的に交通規制解除
- その他道路では段階的に閉塞や交通規制が継続する可能性
- 土砂災害等により道路が寸断された場合、復旧までは数か月以上を要する可能性
- 羽田空港等は、徐々に一般利用客の輸送を再開

道路

- 高速道路及び主要一般道において、交通規制が実施され、一般車両の通行が規制
- 環状七号線の内側方向への流入禁止等
- ガソリンスタンドは当面給油不能が長蛇の列

- 高速道路や主要道路で交通規制が継続
- 通行可能な道路において、鉄道等の運休継続で車両利用が増え、慢性的な渋滞が継続

- 復旧完了区間から順次運行が再開する
- 多くの区間で運行停止が継続
- 橋脚などの大規模被害や線路閉塞、車両脱線等が発生した場合、復旧まで1か月以上の期間が必要となる可能性

◆ 発災後当面の間は、ライフラインや公共交通機関など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれ

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相② ～首都直下地震が発生すると…（救出救助機関等による応急対策活動の展開）～

※ 被害の様相は一つの想定として作成したものであり、実際の災害時に、記録した被害の様相とおり的事件が発生するものではないことに留意が必要

想定条件
マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s

応急対策活動をとりにくく様相

大規模地震の発生を受け、全国からの応援とともに、警察・消防・自衛隊等の関係機関による救出救助等の応急活動が、各地で展開される。

▼耐震性の低い木造建物やビル・マンションの倒壊等が発生し、多数の閉じ込めが発生

▼住宅や事業所の火気、電気器具等から出火し、同時多発火災が発生。鎮火まで24時間以上必要（特に木造住宅密集地域では被害が顕著）

▼火災旋風や強風下での地震が発生した場合、飛び火等によりさらなる広域延焼が発生する可能性

▼タンク等から可燃性物質の漏洩等による出火が発生する可能性

▼落橋等により、列車や車の事故、転落等が発生する可能性

▼斜面崩壊が発生し、道路寸断による集落の孤立等発生の可能性



出典：東京消防庁

▼強い余震により、本震で倒壊しなかった建物の倒壊など、被害拡大の可能性

▼復電時の電気機器のショートなど、通電火災等が発生する可能性

▼周辺道路の障害物が除去されていない場合、消火活動が妨げられ鎮火が遅れる可能性

▼強い余震や集中豪雨等が発生した場合は、より大規模な斜面崩壊等が発生し、被害が拡大する可能性

▼高齢者や既往症を持つ人などが、避難所等の慣れない環境での生活により、病状が悪化し、死亡する事例が増加（震災関連死）



▼強い余震が発生した場合、本震では倒壊しなかった建物が倒壊するなど、さらなる被害拡大の可能性

▼地震後に豪雨等が発生した場合は、より大規模な斜面崩壊や地すべり、土石流が発生し、被害が拡大する可能性

▼高齢者や既往症を持つ人などが、避難所等の慣れない環境での生活により、病状が悪化し、死亡する事例が増加（震災関連死）

道路、輸送拠点等

▼橋梁等の被害、沿道建物や電柱等の倒壊、道路沿線での延焼火災、液状化に伴う段差、トンネルの天井落下等の被害が発生し、至る所で道路寸断が発生し、被害状況の確認や救出救助、消火活動等が困難化

▼停電に伴う信号機等の滅灯により、交通事故や渋滞が多発し、緊急通行車両の移動が困難化する可能性

▼施設したまま放置された車両が、渋滞の助長や緊急通行車両の活動の妨げとなる可能性

▼道路啓開で生じた障害物を道路上に仮置きするため、車線が限定され、救出救助活動等の遅延が発生

▼空港は、滑走路等、航空機の発着に支障がある被害を確認するため一時閉鎖

▼多数の避難者、帰宅困難者等が公園やグラウンド等に滞留し、ヘリコプターの離発着に使用できない可能性

▼高速道路や国道、都道等の主要道路は、一部で通行不能区間が残るが、緊急輸送道路の啓開は概ね完了

▼細街路が多い地域等では、障害物等の撤去が進まず、救出救助活動や物資や医療搬送等への影響が継続

▼空港は支障がないと判断され次第、直ちに緊急輸送ネットワーク拠点として運用（被害が深刻な場合は利用開始が遅延）

▼道路被害や渋滞、港湾の被害の影響により、燃料供給が滞り続いた場合、災害対応車両等への燃料が不足する可能性

▼高速道路及び直轄国道等の主要路線で段階的に交通規制が解除

▼生活道路等において、道路管理者や周辺住民による道路啓開が徐々に進展

▼被害が多いと、重機等がすべての現場に行き渡らず、道路の啓開作業等が長期化

▼土砂災害等により道路が寸断された場合、復旧までは数か月以上を要する可能性

▼羽田空港等は、救出救助活動や物資輸送拠点として運用を継続しつつ、徐々に一般利用客の輸送を再開



▼電話通信が大量に発生し、通話の輻輳が生じるが、一般通話を制御することで、警察、消防や災害対策本部等の重要な通信は優先的に確保

▼多くの基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大



▼計画停電が実施される場合、基地局の停波等により、さらなる通信障害が発生する可能性

▼停電継続地域において、交換機等の非常用発電機が燃料が枯渇した場合、通信確保が困難化



◆ 道路などの緊急輸送ルートが確保できない場合、応急対策人員・物資の円滑な移動・活動が困難を極め、救出救助や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれ

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相③ ～首都直下地震が発生すると…（避難所での避難生活）～

※ 被害の様相は一つの想定として作成したものであり、実際の災害時に、記録した被害の様相と対比するものではないことに留意が必要

想定条件
マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s

避難所をとりまく様相

電力・通信

飲食・物資

トイレ・衛生

発災直後
自宅が揺れに伴い損傷を受け、ライフラインも不通になったため、避難所へ避難する。

1日後
▼避難者に加え帰宅困難者も避難所に殺到し、収容力を越える事態が発生
▼停電や通信の途絶等により、避難者数の把握や安否確認、必要な物資の把握が困難化
▼住民同士のつながりが希薄な地域では、助け合いが進まず、避難所の運営等が混乱するおそれ

3日後
▼在宅避難者の家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加
▼必要なスペースや物資の確保等のケアが行き渡らず避難者のストレスが増加
▼ごみ・し尿処理収集の遅れにより、生活ごみやし尿が回収されず避難所衛生状態が急速に悪化
▼過密やプライバシー欠如、劣悪な衛生環境等を忌避し、屋外に避難する避難者が発生

1週間後
▼高齢者や既往症を持つ人等が、慣れない環境での生活により病状が悪化する可能性
▼プライバシー不足や生活ルール、ペット等に関するトラブル増加
▼避難所へ避難していた避難者が、自宅等へ戻り始める
▼道路寸断や交通機関の状況の違い等により、支援物資やボランティアの供給にばらつきが発生

1か月後
▼高齢者や既往症を持つ人などが、慣れない環境での生活により病状が悪化する可能性
▼避難者、特に外国人など、生活習慣や文化等が異なる人たちの精神的負担が増大
▼ライフライン復旧や交通機関再開に伴い、避難者が自宅や親戚・知人宅、応急仮設住宅等に移り、避難者数が減少
▼自宅や他の避難先等へ移動した避難者の所在把握が困難化

▼スマートフォン等のバッテリーが切れ、家族との連絡等が困難化
▼多くの携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大
▼利用可能地域でも輻輳により、携帯電話の通話がつながりにくくなる
▼メール、SNS等の大幅な遅延等が発生

▼発電機の燃料が枯渇した避難所等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化
▼計画停電が実施される場合、基地局の停波等により、さらなる通信障害が発生する可能性
▼停電により空調が利用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性

▼備蓄により飲用水が確保されるが給水車による給水は限定的
▼臨時の避難所等を把握できず、食料や救援物資等が配給されない事態が発生
▼避難所外避難者等が飲食物を取りに訪れるため、避難所物資が早期に枯渇する可能性
▼道路被害や渋滞等により、必要なタイミングで必要量の物資を供給することが困難化
▼段ボールベッド等、要配慮者の避難所生活環境改善に資する物資が不足
▼必要とする情報や物資等が変化・多様化し、行政が避難者のニーズに対応しきれなくなる
▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安の悪化を招く可能性

▼管理等が適切に行われず、避難所や仮設トイレの衛生環境が急速に悪化する可能性
▼特に夏季においては感染症の発生につながる可能性
▼汲み取り式のトイレでは、バキュームカーの不足等で早期に使用が困難化
▼燃料が枯渇した場合、非常用電源で機能していた水洗トイレが機能を停止し、使用困難化
▼衛生環境が悪化した場合に、インフルエンザ、新型コロナウイルス、ノロウイルス等の感染症が蔓延する可能性
▼清掃が行き届かず、ほこりが舞うことによって気管支炎を発症し、特に喘息等の既往症を有する人は症状が悪化する可能性

▼物資不足が長期化した場合、略奪や窃盗など、治安の悪化を招く可能性



◆被害が甚大な地域での避難所生活は、発災直後の混乱のみならず、電力・通信、飲食・物資、トイレ・衛生など、様々な課題が発生し、時間を追うごとに多様化

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相④ ～首都直下地震が発生すると…（住み慣れた自宅等での避難生活）～

※ 被害の様相は一つの想定として作成したものであり、実際の災害時に、記載した被害の様相と異なる事象が発生するものではないことに留意が必要

マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s

想定条件

自宅をとりまく様相

強い揺れが襲い、ライフラインも不通となったが、幸いにも自宅は大きな被害もなく、周囲も火災などの危険はない。また、備蓄もある程度していたため、在宅避難を開始することに。



- ▼大きな揺れや長周期地震動により、中高層階を中心に歩くことが困難化。未固定の本棚の転倒や、キャスター付きの家具やゴミー機等の移動で人に衝突
- ▼マンションの中高層階ではエレベーターの停止により地上との往復が困難となり、十分な備えがない場合、在宅避難が困難化
- ▼液状化が発生した地域では、住宅の傾斜や断水の発生等により居住が困難化
- ▼自宅の片づけ等のために一時帰宅した際に、大きな余震が発生すると、本震で脆弱化していた建物の倒壊等により、死傷者が増加する可能性



- ▼家庭内備蓄が枯渇し、時間経過とともに避難所への避難者が増加
- ▼大きな余震が続く場合、在宅避難者が不安等を感じ、屋外に避難するが、冬季は体調悪化による被害の拡大が懸念
- ▼生活ごみや片付けごみが、回収されずに取り残されたり、不法に捨てられたりして、悪臭などの問題が発生

- ▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人が増加
- ▼電力が復旧しても、保守業者による点検が終了するまでは、エレベーターが使用できず、復旧が長期化する可能性



- ▼心身機能の低下により、生活不活発病となるなど、体調を崩す人がさらに増加
- ▼自宅の再建や修繕を望んでも、建設業者や職人等が確保できない可能性



- ▼水道が枯渇し、給水管などが破損した場合、断水が長期化する可能性
- ▼給水設備が破損を受けた場合、断水が継続し、復旧が長期化する可能性

電力・通信

- ▼需要を抑制し、供給とのバランスを図るため、広い地域で計画停電が実施される可能性
- ▼多くの携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通信地域がさらに拡大
- ▼利用可能地域でも、輻輳により、携帯電話の通話がつながりにくくなる
- ▼メール、SNS等の大幅な遅延等が発生
- ▼停電が発生した地域では、電源を利用する電話機（留守番電話、光回線利用型電話等）や、インターネット通信機器（ルーター等）は使用不能

- ▼発電所の停止など、電力供給量が不足し、利用の自粛が不十分な場合や電力需要が抑制されない場合、計画停電が継続される可能性
- ▼計画停電が実施される場合、基地局の停波や、自宅のWi-Fi設備の機能停止により、さらなる通信障害が発生する可能性

- ▼停電が継続する地域では、電源を利用する電話機（留守番電話、光回線利用型電話等）や、インターネット通信機器（ルーター等）は使用不能
- ▼停電により空調が使用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調を崩す可能性

飲食・物資

- ▼スーパーやコンビニで、飲食料や生活必需品等が売り切れ、物資を確保することが困難化
- ▼避難所外避難者等が、飲食料を受け取りに来るため、避難所の物資が早期枯渇する可能性
- ▼応急給水拠点に、多数の住民が殺到し、長蛇の列となり、夏場などに炎天下で給水を待つ住民が熱中症などになる可能性



- ▼高架水槽を設置する住宅では、水道が供給されていても、停電や計画停電が継続した場合、揚水できず、水道が使えない状態が継続する可能性



- ▼道路啓開やサブライチェーン復旧の状況により、地域ごとに店舗での品ぞろえに偏りが生じる可能性
- ▼余震等への不安などから過剰な購買行動が発生し、慢性的な品不足が継続する可能性
- ▼受水槽や給水管など、住宅内の給水設備が被害を受けた場合、断水が継続し、復旧が長期化する可能性

トイレ・衛生

- ▼マンション等の集合住宅では、水道が供給されていても、排水管等の修理が終了していない場合、トイレ利用が不可
- ▼家庭内備蓄をしていた携帯トイレが枯渇したり、トイレが使用できない期間が長期化した場合、在宅避難が困難化

◆ 自宅が安全な場合、日頃から十分に備えておくことで住み慣れた自宅に留まることが有効だが、ライフライン復旧が長期化した場合、生活が徐々に困難化していく

身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相⑤ ～首都直下地震が発生すると…（帰宅困難者をとりまく状況）～

※ 被害の様相は一つの想定として作成したものであり、実際の災害時に、記載した被害の様相と必ずしも一致するものではありません。留意が必要
想定条件 マグニチュード7.3/冬/18時/風速8m/s

帰宅困難者をとりまく様相

繁華街で買い物途中、突然大きな揺れに襲われた。駅に向かうも電車は運転見合わせとなっている。家族とも連絡がとれず、途方に暮れている。

▼通信の途絶等により家族の安否が確認できず、多くの人々が徒歩や自転車等で自宅に帰ろうとする

▼余震による看板の落下や延焼火災等の二次災害に、帰宅困難者が巻き込まれる等により、徒歩による帰宅が困難化

▼公共交通機関の運休等により、子供等の保育園等からの迎えが困難化

▼スーパー・コンビニ等は、被災により利用できなくなったり、早期に在庫が枯渇

▼帰宅困難者が一時滞在施設等に多数殺到し、周辺に在庫が枯渇

▼一時滞在施設の場所等がわからず、帰宅困難者が避難所へ多数訪れる

▼非常用電源等が整備されていない一時滞在施設では、停電により、空調が停止し、季節によっては滞在継続が困難化

▼オフィスビル等では窓の開閉ができず、夏季の発災などで空調停止した場合、滞在が困難となり、さらに多くの従業員や施設利用者等が路上に溢れ出す

▼自宅等へ移動する人や屋外に滞留する人で道路上が混雑し、救命救急、消火活動等に著しい支障

▼夜間・休日等の発災は、交通機関の運行停止に伴い、従業員の出勤が困難

▼道路寸断や交通規制等によりバス等による代替輸送も困難化するため、道路・鉄道の復旧が長期化する地域では、勤務先、通学先や一時滞在施設等での滞在期間が長期化

▼保護者等が保育園等へ迎えに行けない状態が続くと、保育士等も帰宅できず、保育園等にとまり続ける必要

▼滞在期間長期化に伴い、勤務先や通学先、一時滞在施設における飲食料やトイレなどの滞在環境の確保が困難化

▼運行を再開した区間では、駅やその周辺に多くの人々が殺到

▼深夜から早朝の時間帯や休日に発災した場合は、公共交通機関の運行停止に伴い事業所等に十分な数の従業員が出勤できない状態が一週間以上継続し、業務継続が困難化

電力・通信

▼帰宅困難者の持つ携帯電話・スマートフォン等のバッテリーが切れ、家族等との連絡や安否確認が困難化

▼公衆電話はこの10年間で半減しており、残された公衆電話に長蛇の列が発生

▼災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の運用が開始

▼多くの携帯基地局で非常用電源が枯渇し、不通地域がさらに拡大

▼携帯電話が利用可能な地域でも、幅員により音声通話はつながりにくくなる。メール、SNS等の大幅な遅延等が発生

飲食・物資

▼自宅等に帰ろうとする帰宅困難者が飲食料を取りに一時滞在施設等へ殺到し、備蓄物資が早期に枯渇する可能性

▼帰宅困難者等が避難所に飲食料を受け取りに来るため、避難所物資が早期に枯渇する可能性

トイレ・衛生

▼停電や断水等により、公共施設やコンビニ等のトイレが利用できない

▼非常用電源等が整備されていない一時滞在施設等では、断水や排水の支障等により、水洗トイレが利用できない



▼計画停電が実施される場合、基地局の停波等により、さらなる通信障害が発生する可能性

▼発電機の燃料が枯渇した一時滞在施設等では、テレビやスマートフォンによる情報収集や、照明、空調等の利用が困難化

▼停電により空調が利用できず、熱中症や脱水症状になったり、寒さから風邪をひく等、体調が崩す可能性

▼一時滞在施設等に想定以上の帰宅困難者が殺到した場合、帰宅困難者用物資がより早期に枯渇する可能性

▼帰宅困難者が滞在する職場・学校・一時滞在施設の水洗トイレについて、排水管の故障等により機能が停止が継続

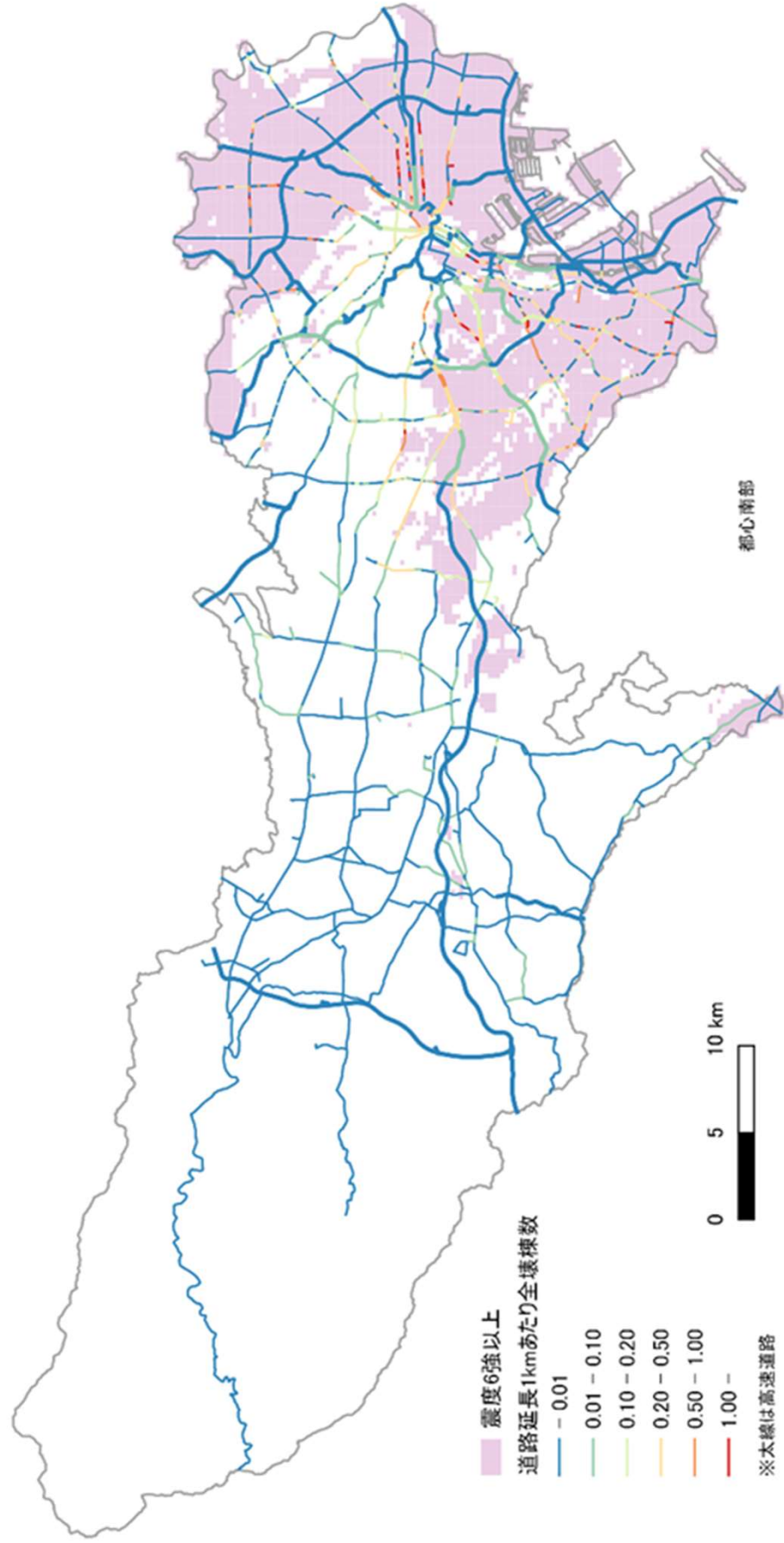


◆ 多くの外出者が一斉に帰宅しようとして、救出救助活動に支障をきたすほか、沿道の道路閉塞や延焼火災、余震等で帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障

※ 身の回りで起こり得る災害シナリオと被害の様相①～⑤における写真について、特段の記載がないものは、（一財）消防防災科学センターの出版

特定緊急輸送道路における交通支障

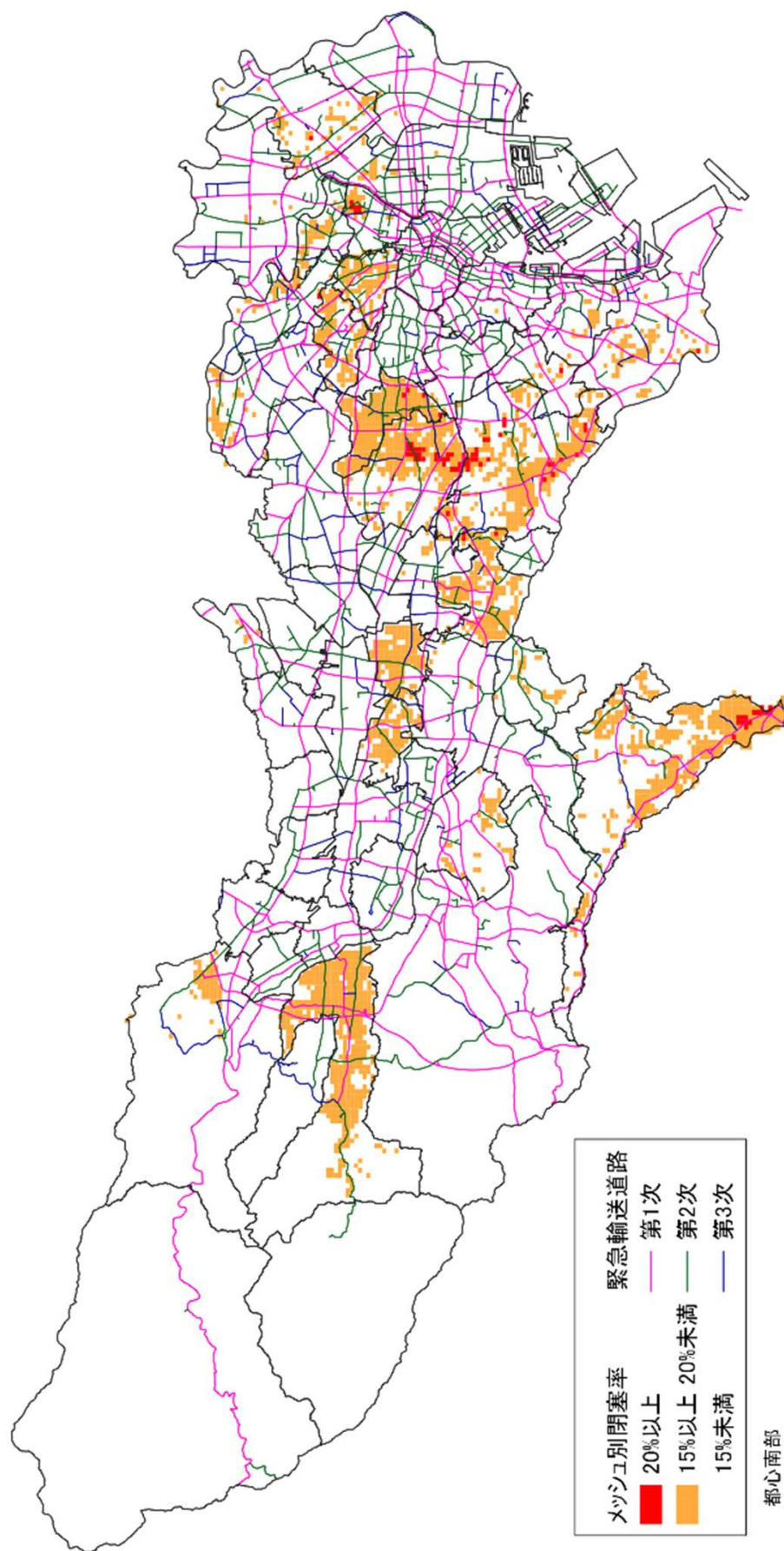
- 道路延長1kmあたりの全壊棟数分布
特定緊急輸送道路の沿道における建物の倒壊リスクを視覚化



都心南部直下地震（M7.3）における想定

細街路の閉塞

- 建物倒壊による細街路の道路閉塞率
特定緊急送道路等主要道路に「細街路」の閉塞リスクを視覚化



都心南部直下地震（M7.3）における想定

防災・減災対策による被害軽減効果 (冬・夕方/風速8m/s)

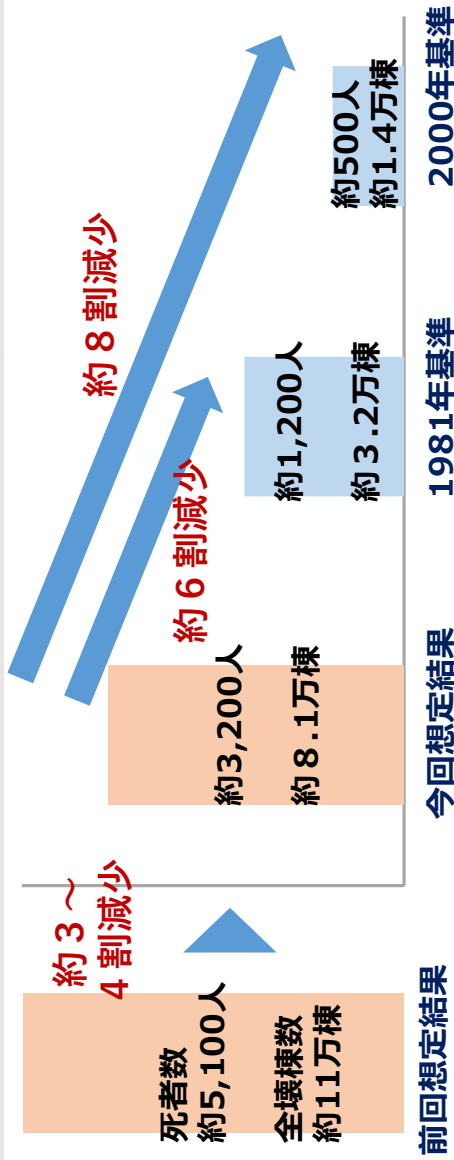
- 建物耐震化等の現況に基づく被害量から、今後対策を進めた場合の被害軽減効果を推計

項目	現況	促進①	促進②
耐震化の推進	住宅の耐震化率 92% など	耐震化率100% (1981年基準)	2000年基準

- 死者・全壊棟数は、前回想定から3～4割減少

- さらに対策を進めることで、死者数、全壊棟数を減少させることが可能と推計

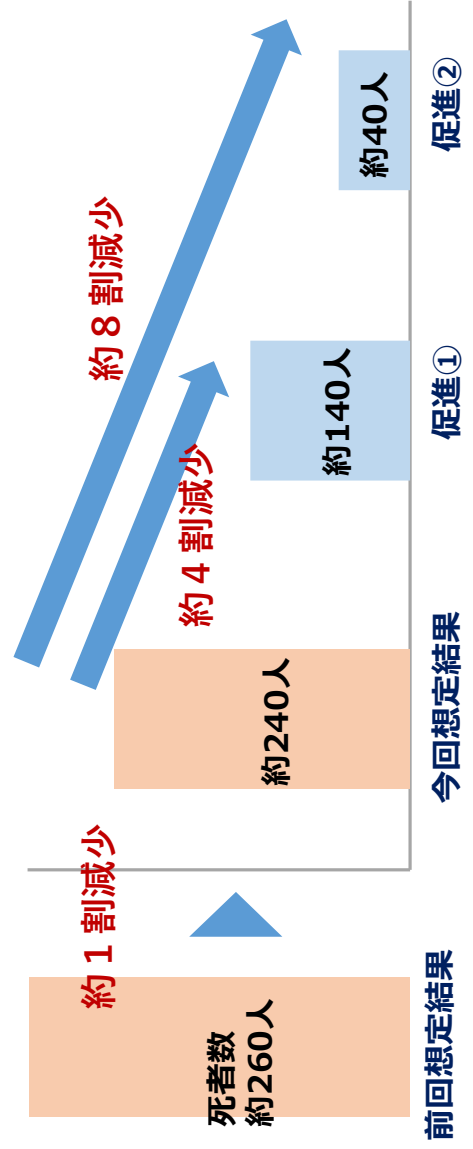
※死者数は、揺れによる建物被害による死者数で有り、ブロック塀等の死者数等を含まない。



項目	現況	促進①	促進②
家具等の転倒・落下等防止対策実施率の向上	57.3%	75%	100%

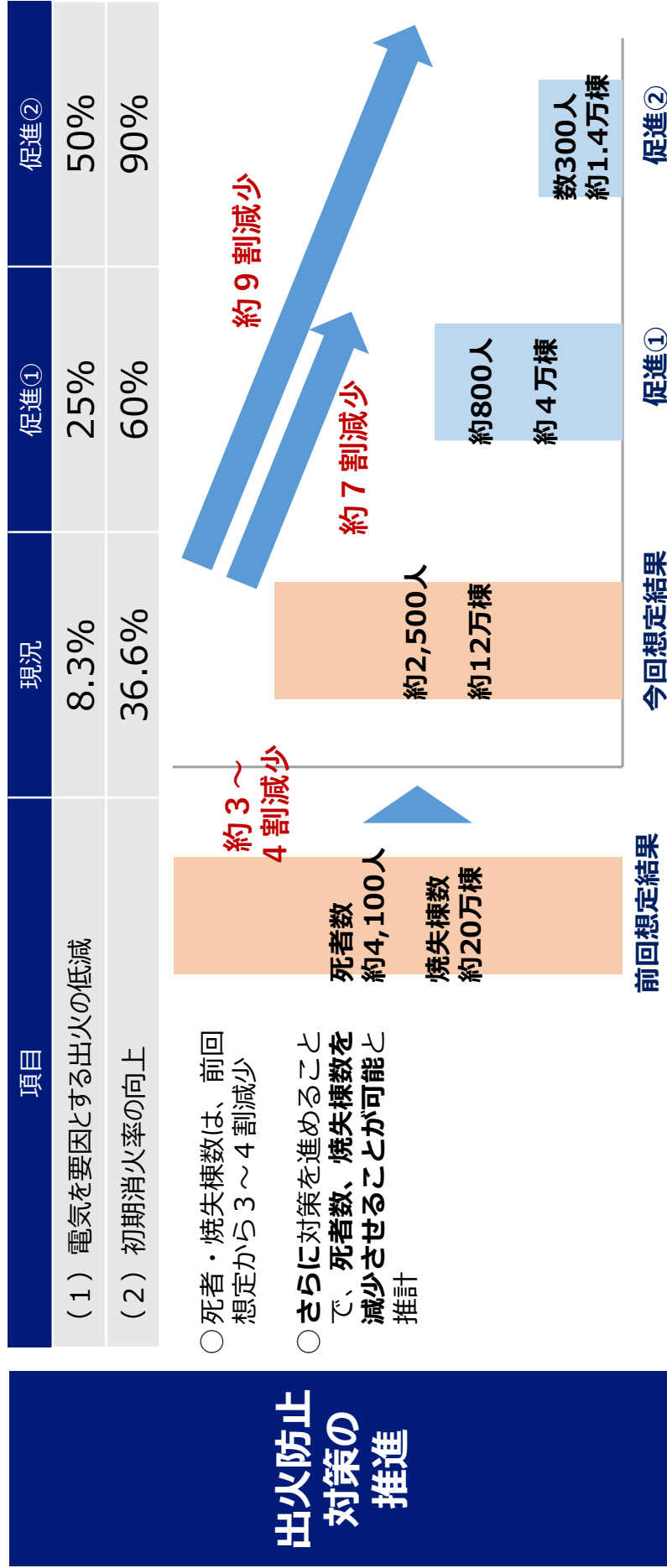
- 死者は、前回想定から1割減少

- さらに対策を進めることで、死者数を減少させることが可能と推計



防災・減災対策による被害軽減効果 (冬・夕方/風速8m/s)

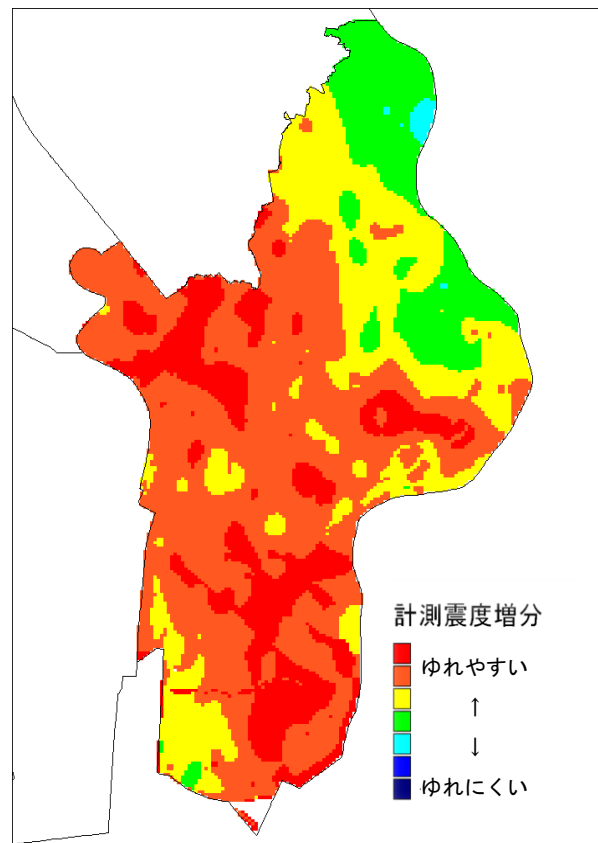
- 建物耐震化等の現況に基づく被害量から、今後対策を進めた場合の被害軽減効果を推計



各種対策を推進することにより、被害を大幅に軽減することが可能

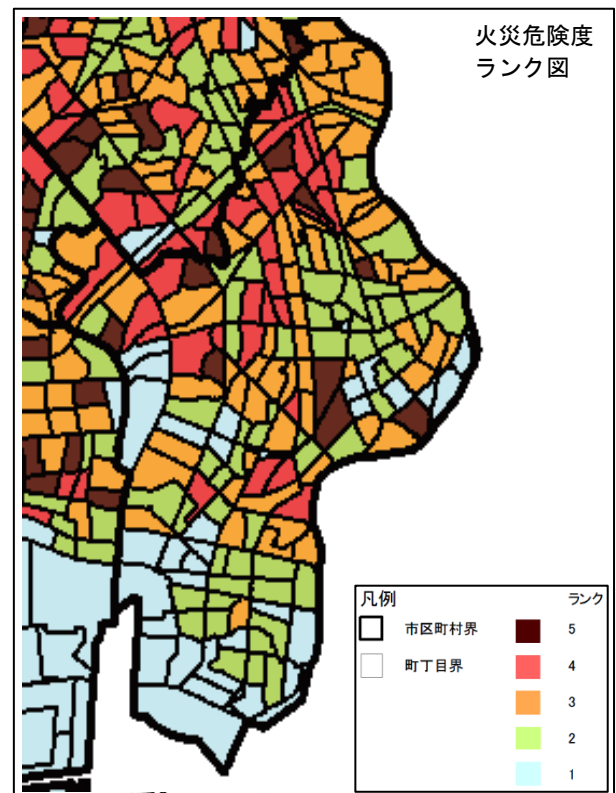
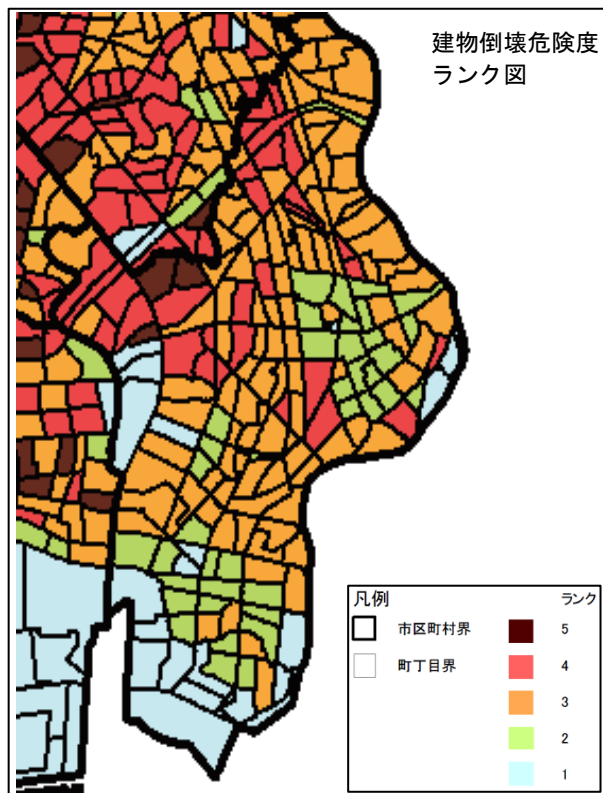
表層地盤のゆれやすさマップ

(首都直下地震等による東京の被害想定報告書(令和4年5月発行)より)



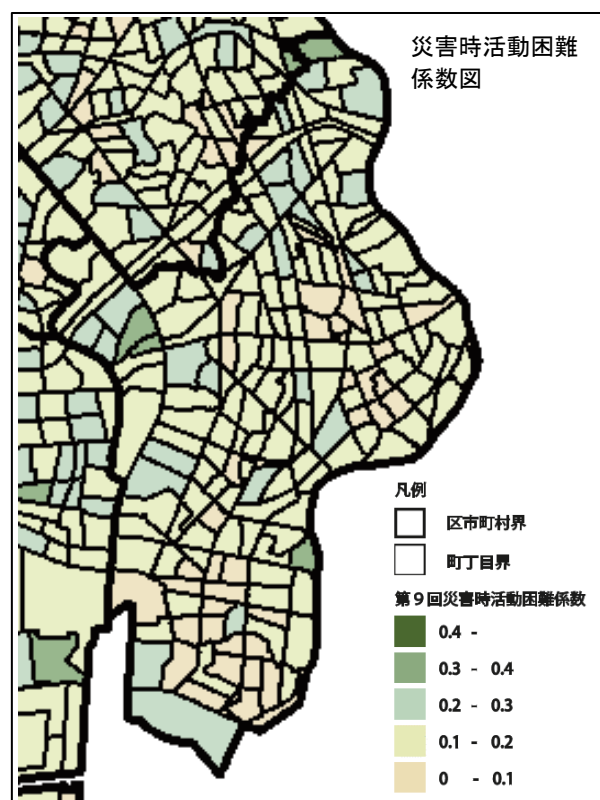
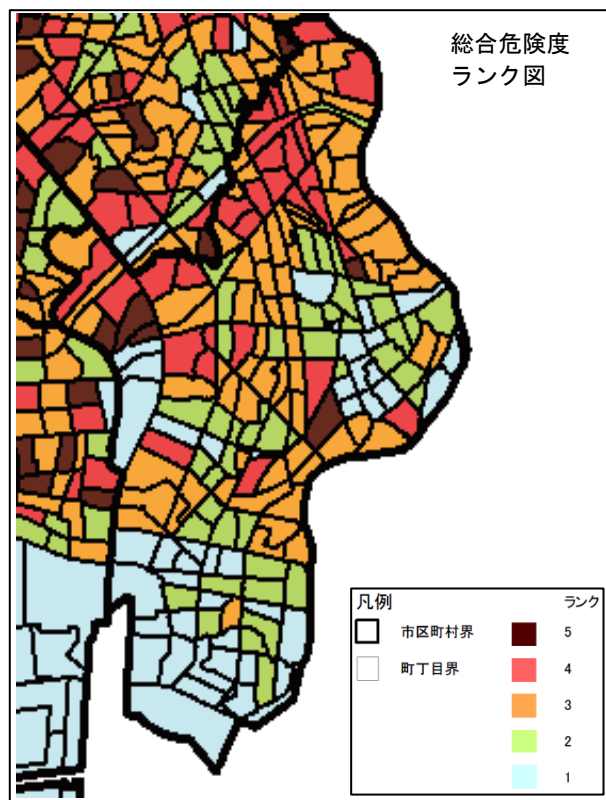
地震に関する地域危険度マップ

(東京都震災対策条例に基づく「地震に関する地域危険度測定調査〔第9回〕(令和4年9月発行)より)



地震に関する地域危険度マップ

(東京都震災対策条例に基づく「地震に関する地域危険度測定調査〔第9回〕(令和4年9月発行)より)



※「災害時活動困難係数」とは、危険地域からの避難や消火・救助活動のしやすさ（困難さ）を、災害時活動に有効な空間の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から評価した指標です。

第1章 業務継続計画の策定趣旨及び基本方針

第1節 策定趣旨

- 大規模な震災により庁舎等が被災した場合でも、区の行政機能低下を最小限に留め、部署を越え、限られた物資・人員で「やらなければならない業務」を実施できる全庁的な体制構築を目的とする。

第2節 基本方針

- 方針1 江戸川区地域防災計画を補完する職員の実行計画とする
- 方針2 区に最も甚大な被害をもたらす地震を想定
- 方針3 発災後から1週間以内に着手すべき災害時優先業務を時系列で選定
- 方針4 選定した業務に迅速に対応できるよう、職員の参集体制を見直す
- 方針5 ライフライン被害を想定し紙ベース対応等の代替手段を整備する
- 方針6 協定団体及び指定管理者等との連携体制の強化を図る
- 方針7 各部局が主体的に行動できるマニュアルを整備する
- 方針8 各部局は訓練によるマニュアルの継続的改善と職員の役割周知を図る

第2章 被害想定

第1節 想定する地震

- 「都心南部直下地震（首都直下地震）」
- 東京都23区南部を震源とする
- M7.3の地震 震度6弱～7
- 冬18時 風速8m/s

第2節 想定概要

◆ 物的・人的被害

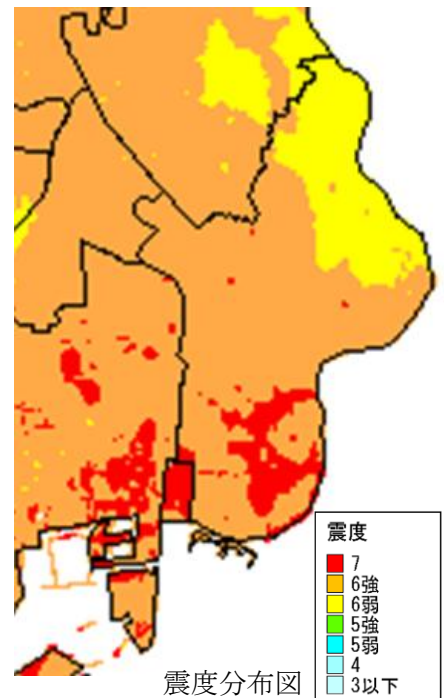
- 建物全壊: 6,656棟
- 焼失: 14,421棟
- 死者: 582人(要配慮者411人)
- 負傷者: 6,713人(重症者1,106人)
- 震災廃棄物予測: 221万トン

◆ ライフライン被害

- 停電率: 21.7%(4日後)
- 通信不通率: 11.6%(4日後)
- 上水道断水率: 55.9%(17日後)
- ガス供給停止率: 53.6%(6週間後)
- 下水道被害率: 6.7%(21日後) ※括弧内は想定復旧完了日数

◆ まちの状況

日数	主なまちの状況
1日 (発災直後)	複数火災、交通マヒ、帰宅困難者発生、情報の混乱、救出救護活動、負傷者対応、避難所開設、安否確認
2～3日	救出救護活動、避難所生活開始、道路啓開活動
4日～1週間	救援物資到着、避難所生活の本格化、がれき等発生



第3章 計画の対象となる災害時優先業務

第1節 災害時優先業務の選定

- 発災後1週間以内(特別非常配備態勢時)に着手すべき業務として、優先度の高い災害応急業務及び通常業務を選定した。その他の業務については組織態勢が整い次第、順次実施していく。

選定基準	(1) 区民の生命や重大な安全にかかわる業務 (2) 区民生活を支えるために不可欠な業務 (3) 業務の基盤となる事業（基幹業務）
------	---

業務の種別		業務数
災害時優先業務	通常業務（内数）	23件
	災害応急業務（内数）	60件
		83件
非常配備態勢移行後に実施する業務		749件
全抽出業務		832件

第2節 災害時優先業務時系列一覧及び主な担当部局

- 災害時優先業務の着手時期（少人数でも業務に着手する時期）及び稼働期（必要人員を確保し業務を本格稼働する時期）を設定した。各業務の担当職員はこれに基づいて業務を実施するよう努める。

<災害時優先業務時系列一覧（一部抜粋）>

業務名	種別 (災・通)	最優先 (○)	1時間	3時間	12時間	24時間	3日	1週間	2週間	30日	主な担当部局
災害対策本部の設置・運営	災	○→									災害対策本部 ・地域拠点部会
給水所及び応急給水槽による給水	災										総務部
死亡届・火葬許可に関すること	通										生活振興部
応急仮設住宅建設	災										総務部・都市開発部 ・生活振興部

着手時期

稼働期

第4章 業務執行体制の確保

第1節 人員体制の確保

- 勤務時間外に震度5強以上の地震が発生した場合、特別非常配備態勢として職員はあらかじめ定められた場所に自主参集する。

<参集場所の決定基準>

住所要件 (居住地に基づく)	対策拠点の開設（災害対策本部、地域拠点、緊急医療救護所、避難所、地域内輸送拠点、災害ボランティアセンター）
職務要件 (スキルに基づく)	専門的な対策（対策拠点運営、地域内輸送拠点、戸籍、施設点検、道路啓開、危険物管理、遺体収容所、議会対応など）

- ・ 職員参集調査に基づく参集見込み人員想定し得る最も厳しい条件で参集調査を実施。（橋梁被害で区外在住者は3日間参集不可、自宅の耐震性及び家族等の事由を考慮。）

区職員（全3,283人）

参集時間	1時間	3時間	6時間	24時間	3日	1週間
人数(人)	530	1,263	1,633	1,633	1,633	2,184
参集率(%)	16.1	38.5	49.7	49.7	49.7	66.5

都職員（全2,820人）...勤務する区立小中学校に参集

参集時間	1時間	3時間	6時間	24時間	3日	1週間
人数(人)	26	362	463	489	489	1,545
参集率(%)	0.9	12.8	16.4	17.3	17.3	54.8

○ 課題と今後の取り組み

- (1) 家庭の震災対策...職員個人の対策推進と防災意識の向上
- (2) 人員配置の適正化...業務の専門性を考慮した人員配置の見直し
- (3) マニュアルの整備...人員不足を考慮した業務手順・内容の整理

第2節 業務執行環境の確保

<業務執行環境に関する課題と対応策>

主な課題	対応策
執務スペースの確保	什器等転倒防止、ガラス飛散防止、代替施設使用
停電、断水	非常用電源の確保、災害用トイレの備蓄
通信・システム被害	無線操作の習熟、紙媒体の保管、手処理の整理
資機材・用品の確保	調達業者との連携強化、必要品の備蓄
職員用の食料確保	組織及び個人での備蓄促進、流通備蓄の確保、各課配備の給水用ポリタンクの使用

第3節 協定団体及び指定管理者等との連携

- ・ 協定団体との連携については、業務の担当部署が平常時から連絡先等を確認し、実行力のある態勢を構築していく。
- ・ 区施設の指定管理者等の災害対応については、区職員に準じるよう、契約内容及び対応態勢を整備する。

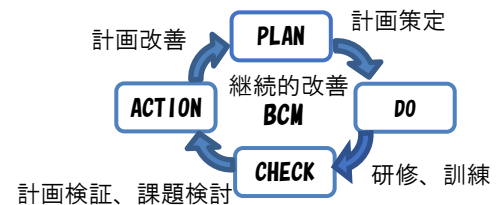
第5章 計画の推進

第1節 計画的訓練・研修の実施

- ・ 各部局は計画的に訓練及び研修を実施し、職員全員が個々の役割を認識した実践的な態勢を構築していくものとする。

第2節 継続的改善

- ・ 訓練等で抽出した課題をもとに、本計画の継続的改善を行うとともに各活動マニュアルの充実を図る。



第1章 業務継続計画の策定趣旨及び基本方針

第1節 策定趣旨

- 業務執行体制の検討・整備、計画の継続的改善や訓練・研修の実施等を重ねる中で、継続的に更新していくものとして位置づける。

第2節 基本方針

- 方針1 最も厳しいケースを想定し、庁内で共有する。
- 方針2 非常時優先業務を抽出し、当該業務の着手時期等を設定する。
- 方針3 非常時優先業務に必要な人材や資機材などの資源は、内容や数量を可能な限り具体化する。
- 方針4 水害時に優先する業務以外の通常業務は原則一時停止する。
- 方針5 業務を継続するための非常時優先業務の課題と対策を検討する。

第2章 被害想定

第1節 想定する水害

- 本区がこれまでに経験したことがない大規模な水害を想定
 [今までに経験したことがないような巨大台風の接近、上陸に伴う高潮の発生、荒川と利根川(江戸川)の流域に大量の降雨が続くことによる大規模な洪水の発生など]

① 種類	台風等に起因する高潮・洪水
② 規模	荒川流域の3日間総雨量632mm、利根川、八斗島上流域の3日間総雨量491mm、中川・綾瀬川圏域総雨量690mm 室戸台風級910hPa、東京港に最大の高潮が発生する経路、堤防等の決壊を想定
③ 浸水深	最大10m
④ 浸水継続時間	最大2週間以上

第2節 被害想定

	江戸川区の状況	区役所の状況
建物被害	- 葛西南部地区(高台エリア)を除く区内全域にわたり、床上浸水。 - 浸水が解消する2週間以上の間は、復旧・復興活動もできない状況が継続。	- 本庁舎等、1階天井まで浸水。現本庁舎では窓口等は機能停止。 - 待避施設以外は、区職員での対応が困難なため、閉鎖。 - 待避施設についても葛西南部地区を除き、1～2階まで浸水し、ボート以外の移動は困難(孤立化)。
電力	- 変電設備、配電設備等への浸水により広域的な停電が発生する可能性あり。 - 送電が可能でも漏電による二次災害が想定される場合、供給停止の可能性あり。 - 復旧まで数週間程度必要。	- 現本庁舎では、2機の非常用発電機によりフル稼働した場合、114時間発電可能(最大5日間程度)。 - その後は蓄電池等により本庁舎と臨海町施設との最小限の通信は確保。
上水道	- 給水所の水没と電気機械設備の水没による機能障害が発生する可能性あり - 停電の場合、上層階(おおむね4階以上)への給水が不能。 - 復旧まで数カ月程度。	- 同左(受水槽が機能するかどうか要確認) - 食料とともに、職員各自による水の備蓄で対応せざるを得ない。

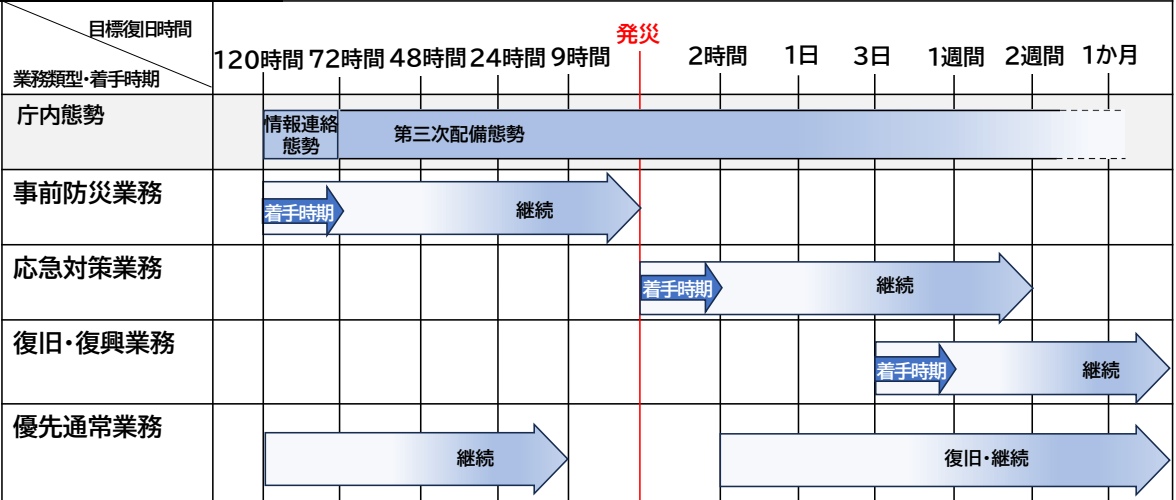
第3章 計画対象となる非常時優先業務

第1節 非常時優先業務の選定

- ・ **今回の非常時優先業務**：水害に対応したものとして、事前防災行動及び（緊急度優先度の高い）復旧・復興業務を加える

分類	業務内容
事前防災業務	発災前の防災のための行動
応急対策業務	被害への応急対策
復旧・復興業務	応急対策後の復旧・復興業務
優先通常業務	通常業務のうち、非常時においても優先して実施すべき業務

・ タイムラインの設定



・ 計画の対象業務

事前防災業務	115業務（各部門での重複項目を除くと98業務）
応急対策業務	67業務
復旧復興業務	52業務
優先通常業務	27業務
合計	261業務（各部門での重複項目を除くと244業務）

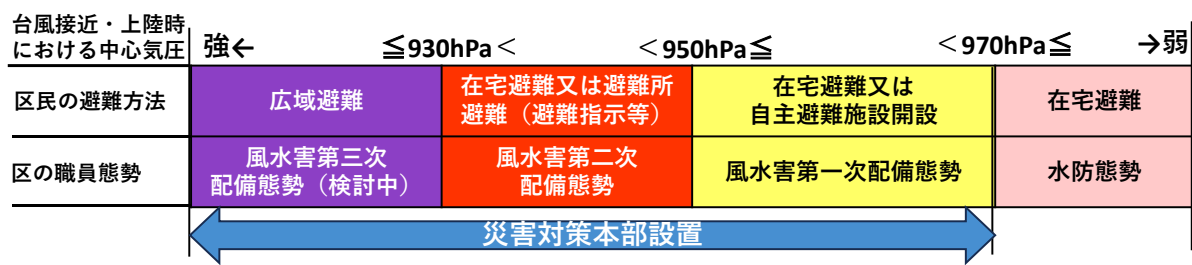
第2節 非常時優先業務時系列一覧

分類	業務項目	担当部署	連携部署	タイムライン											業務概要
				△120H	△72H	△48H	△24H	△9H	発災	+2H	+1D	+3D	+1W	+2W	
事前防災	待避施設の開設・準備・運営	経営企画部			準備	開設運営	開設運営		運営救助	運営救助	運営救助	運営救助	運営救助		企画課と財政課別々の計上されていたものを統合
事前防災	庁内事業調整	経営企画部	全部署	調整	調整	調整	調整	調整		調整	調整	調整	調整	調整	全庁的な調整・連携
事前防災	財務システムの維持・復旧	経営企画部	総務部、会計課		維持	維持	維持			復旧	復旧	復旧	復旧		財務システムの維持・復旧
事前防災	情報システムの維持	経営企画部	防災危機管理課、総務課	維持復旧	維持復旧	維持復旧	維持復旧			復旧	復旧	復旧	復旧	復旧	情報システムの維持・被害軽減策の実施
事前防災	待避施設の開設・準備・運営	SDG'S推進部			準備	開設運営	開設運営		運営救助	運営救助	運営救助	運営救助	運営救助		
事前防災	広報・広聴、報道対応	SDG'S推進部		広報	広報	広報	広報		広報	広報	広報	広報	広報	広報	広報、報道対応とします。広聴はコールセンターの設置業務に移管
事前防災	待避施設の開設・準備・運営	新庁舎・施設整備部			準備	開設運営	開設運営		運営救助	運営救助	運営救助	運営救助	運営救助		
事前防災	1～2階の文書・備品等の浸水しない階層への移動	新庁舎・施設整備部				文書等移動	文書等移動							復帰	重要物のみ机高さ以上の場所に移動
事前防災	防災機関連携、態勢及び対応	災害対策本部	本部長・副本部長	情報連絡	参集連絡	連絡対応	連絡対応	連絡対応							各機関の連携（江東5区等）、水害態勢及び各種対応
事前防災	本部長室との連携、本部要員の統括	災害対策本部	各課長	情報連絡	参集連絡	連絡対応	連絡対応	連絡対応							本部長室との連携、本部要員の統括
事前防災	災害対策本部バックアップ施設の構築	災害対策本部	機動部隊		機材運送	設置	配置	配置							バックアップ施設立上げ、本部との連絡・連携、情報収集、災害対策車両の待避（本部）

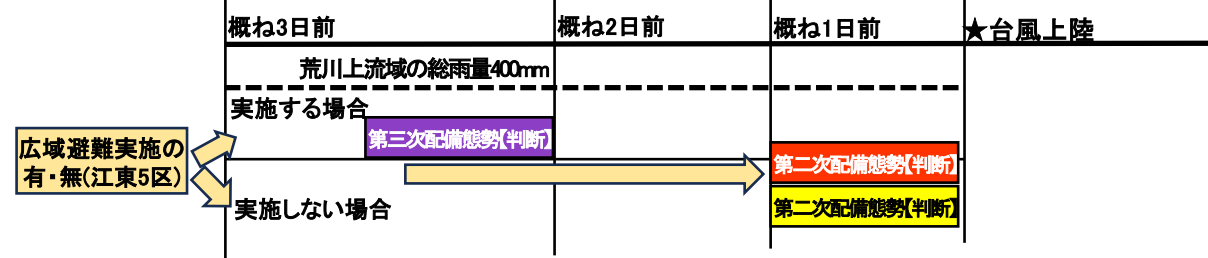
第4章 業務執行体制の確保

第1節 組織体制の確保

災害対策本部の設置



対応態勢の移行



第2節 人員体制の確保

風水害第三次配備態勢における人員配置・職員参集

基本的に職員全員を参集する

事案決定権

第1位:担任副区長 第2位:他の副区長 第3位:教育長
第4位:危機管理部長 第5位:部長級職員
※部長級職員は、行政順に【例】経営企画部長→SDGs推進部長→…

職員の交替体制

各部署の責任者は職員の勤務状況を監督し、原則として職員が帰宅又は職場から離れることができない日が3日を超えることのないよう、部内における交替体制の構築及び交替方法の確立に努める。

庁内応援体制（応援が必要とされる業務）

業 務	担当部署
救援物資の受入れ・配給	産業経済部
住家被害認定調査	都市開発部、生活振興部
罹災証明書発行	生活振興部
がれき処理に関する業務	環境部、土木部
応急仮設住宅入居に関する業務	都市開発部、生活振興部

外部自治体からの受援による体制

・避難所運営 ・住家被害認定調査 ・租税関連業務 ・仮設住宅に関する業務
・戸籍管理業務 ・罹災証明書発行 ・給付金、義援金に関する業務
・保健衛生業務 など

課題と今後の取り組み

・職員の家庭における風水害対策の徹底（広域避難の方法、連絡手段の確保等）
・非常時優先業務の定期的見直しと、人員配置の適正化
・非常時優先業務遂行のための各部対処マニュアルの整備

第3節 業務執行環境の確保

・ 庁舎・執務スペース等

- ・ 本庁舎における体制の構築：本庁舎5階災害対策本部を中心とした全庁LAN回線、システム
- ・ 災害対策本部バックアップ態勢の確立：臨海町コミュニティ会館に確立
- ・ 非常時優先業務の執務スペースの確保：浸水地域外のコミュニティ施設等に945名分（1人当たり4㎡）

・ ライフライン

- ・ 電力：非常用電源の確保
- ・ 飲料水：受水槽の水利用、備蓄、1～2週間程度の業務継続
- ・ トイレ：携帯トイレの備蓄導入

・ 通信・情報システム

- ・ 電話：通信事業者との連携強化、災害時優先電話の活用、代替施設への回線整備
- ・ 防災無線：FM放送、ケーブルテレビとの連携、HP、SNS等多様なツールの活用
- ・ 各種情報システム：データセンターでのシステムサーバー設置、通信ネットワーク機器浸水に備えたバックアップ、早期復旧のための保守業者との連携、代替策の検討（紙利用）

・ 資機材・用品等

- ・ 庁舎内消耗品融通のための情報共有、代替策の事前検討、保管場所の調整（上層階）等

・ 職員用備蓄

- ・ 必要量の把握と備蓄の実施、自主的確保の推奨
（東京都では3日分の職員用備蓄を実施、水害対応の長期化へ対応する必要量を確保）

第4節 協定団体との連携

- ・ 平常時より、協定団体連絡会等を通じて、連絡体制、役割分担の確認、顔の見える関係強化を図る

第5節 指定管理者及び管理委託事業者との連携

- ・ 指定管理者及び管理委託事業者の位置付けと役割：契約に応じた災害対応
- ・ 連携体制：当該業務の担当部署が実施
- ・ 課題と今後の取り組み：連携体制・役割分担等の事前の整理、事前の協議

第5章 計画の推進

第1節 継続的改善

- ・ 業務継続計画の定着：職員訓練、研修による業務への定着
- ・ 業務継続計画の向上：職員訓練・研修を通じた改善点の抽出・計画見直し、マニュアル見直し

第2節 計画的訓練・研修の実施

- ・ 計画的な各部局訓練の実施
- ・ 研修の実施及び研修の種類
- ・ 各部局訓練・研修の実施結果報告及び検証と記録：区長への報告、危機管理部長への助言・提言
- ・ 課題と今後の取り組み
 - ・ 災害対応能力の向上
 - ・ 組織態勢の強化

地区防災計画策定地区

地区居住者等が自助・共助の観点から地域の防災力向上のために策定した地区防災計画については以下のとおり。

区は、江戸川区地域防災計画と当該計画の連携に基づく防災活動により、地域の防災力の効果的な向上を図るものとする。

地区防災計画策定地区（令和8年5月29日現在）

自主防災組織名	計画策定日	防災会議承認日
新二之江町会	平成30年5月7日	平成30年7月5日
西小岩六軒島町会	平成31年1月28日	令和元年7月3日
アリーナコースト管理組合	令和3年4月11日	令和3年11月15日
谷河内南町会	令和3年8月1日	令和3年11月15日
小岩駅南自治会	令和4年7月31日	令和4年10月19日
葛西第2スカイハイツ管理組合	令和5年3月1日	令和5年10月18日
椿親和会	令和5年6月24日	令和5年10月18日
六中自治会	令和6年6月6日	令和6年7月5日
松江二丁目地区	令和7年6月23日	令和7年8月5日
葛西住宅管理組合	令和7年6月11日	令和7年8月5日
なぎさ防災システム会議 (なぎさニュータウン自治会) (なぎさニュータウン管理組合) (なぎさ防災会)	令和8年4月21日	令和8年5月29日
平井三丁目自栄会	令和8年5月1日	令和8年5月29日
平井東自治会	令和8年5月1日	令和8年5月29日
平井宮元町会	令和8年5月1日	令和8年5月29日
平井六丁目東町会	令和8年5月1日	令和8年5月29日
松島南町会	令和8年5月5日	令和8年5月29日
平井西町会	令和8年5月7日	令和8年5月29日
西篠崎町会	令和8年5月8日	令和8年5月29日